

財政的援助団体等監査結果報告書

平成23年度

佐賀県監査委員

監査第111号
平成24年6月8日

佐賀県議会議長 石井 秀夫 様
佐賀県知事 古川 康 様
佐賀県教育委員会委員長 安永 宏 様

佐賀県監査委員 池田 巧
同 田中 俊雄
同 三竿 博史
同 竹内 和教

財政的援助団体等監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告及び意見を別添のとおり提出します。

目 次

第1 監査の概要	1
第2 監査の結果	2
第3 意見事項	11
用語等の説明	17
監査対象団体ごとの監査結果	18
(1) 監査対象団体	
【出資団体】	
財団法人 佐賀県女性と生涯学習財団	19
財団法人 佐賀県環境クリーン財団	20
公益財団法人 佐賀国際重粒子線がん治療財団	21
地方独立行政法人 佐賀県立病院好生館	23
財団法人 佐賀県生活衛生営業指導センター	25
財団法人 佐賀県国際交流協会	26
財団法人 佐賀県地域産業支援センター	27
佐賀県信用保証協会	30
佐賀県漁業信用基金協会	30
社団法人 佐賀県玄海栽培漁業協会	31
財団法人 佐賀県森林整備担い手育成基金	33
佐賀県土地開発公社	33
佐賀県住宅供給公社	34
財団法人 嘉瀬川水辺環境整備センター	35
財団法人 佐賀県緑化流通センター	35
佐賀県道路公社	36
財団法人 佐賀県体育協会	36
【補助金等交付団体】	
学校法人 鳥栖学園	38
学校法人 光生学園	38
学校法人 大隈記念早稲田佐賀学園	39
菖蒲自治会	39
株式会社 ナラタ	39
株式会社 三協環境開発	40
社団法人 佐賀県産業廃棄物協会	40
社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会	40
医療法人 透現	42

社会福祉法人 聖仁会	4 2
社会福祉法人 真栄会	4 2
社会福祉法人 清水福祉会	4 3
社会福祉法人 恩賜財団済生会支部佐賀県済生会	4 4
社会福祉法人 凌友会	4 4
社会福祉法人 天寿会	4 4
社会福祉法人 若楠	4 5
社会福祉法人 めぐみ厚生センター	4 6
社会福祉法人 東方会	4 6
社会福祉法人 あやめ会	4 6
特定非営利活動法人 つくしのさと	4 7
社会福祉法人 鹿爽会	4 7
社会福祉法人 このめ会	4 8
社会福祉法人 慈光会	4 8
医療法人 唐虹会	4 8
医療法人 春陽会	4 9
社団法人 緑生館	4 9
社団法人 巨樹の会	4 9
千寿製薬株式会社	5 0
株式会社佐賀鉄工所	5 0
日本生活協同組合連合会	5 0
フリービット株式会社	5 1
職業訓練法人 鹿島藤津高等職業訓練運営会	5 1
佐賀北部地域有害鳥獣（猪）広域駆除対策協議会	5 1
神埼郡森林組合	5 2
佐賀中部森林組合	5 2
鳥栖市森林組合	5 3
川上南部土地改良区	5 3
大詫間土地改良区	5 4
白石土地改良区	5 4
旅行計画株式会社	5 4
西肥自動車株式会社	5 5
九州旅客鉄道株式会社	5 5
佐賀県高等学校体育連盟	5 6
宗教法人 唐津神社	5 7
第5回食育推進全国大会佐賀県実行委員会	5 8
第5回3R推進全国大会実行委員会	5 8
新幹線さが未来づくり協議会	5 9

佐賀県国民健康保険団体連合会	5 9
財団法人 佐賀県環境クリーン財団（再掲）	2 0
公益財団法人 佐賀国際重粒子線がん治療財団（再掲）	2 1
地方独立行政法人 佐賀県立病院好生館（再掲）	2 3
財団法人 佐賀県生活衛生営業指導センター（再掲）	2 5
財団法人 佐賀県地域産業支援センター（再掲）	2 7
佐賀県信用保証協会（再掲）	3 0
佐賀県漁業信用基金協会（再掲）	3 0
社団法人 佐賀県玄海栽培漁業協会（再掲）	3 1
財団法人 佐賀県森林整備担い手育成基金（再掲）	3 3
佐賀県土地開発公社（再掲）	3 3
佐賀県住宅供給公社（再掲）	3 4
佐賀県道路公社（再掲）	3 6
財団法人 佐賀県体育協会（再掲）	3 6

【公の施設の指定管理団体】

社団法人 佐賀県部落解放推進協議会 （佐賀県解放会館）	6 0
唐津市（佐賀県波戸岬海浜公園）	6 1
唐津市（佐賀県風に見える丘公園）	6 1
唐津市（佐賀県花と冒険の島）	6 2
財団法人 佐賀県母子寡婦福祉連合会 （佐賀県母子福祉センター）	6 2
佐賀県物産振興協会 （佐賀県産業振興センター）	6 3
久保造園・S T S エンタープライズグループ （佐賀県立佐賀城公園）	6 3
葉隠緑化建設・佐賀広告センターグループ （佐賀県立森林公園）	6 4
伊万里市（伊万里人工海浜公園）	6 5
太良町（太良人工海浜公園）	6 6
小城市（住ノ江港緑地）	6 6
財団法人 佐賀県女性と生涯学習財団（再掲） （佐賀県立男女共同参画センター） （佐賀県立生涯学習センター）	1 9
財団法人 佐賀県地域産業支援センター（再掲） （佐賀県地域産業支援センター） （佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター）	2 7

財団法人 佐賀県緑化流通センター (再掲) (佐賀県緑化センター)	3 5
財団法人 佐賀県体育協会 (再掲) (佐賀県総合運動場) (佐賀県総合体育館) (市村記念体育館)	3 6

所管課・関係課ごとの監査結果 6 7

(2) 所管課・関係課

【出資団体関係】

男女参画・県民協働課	6 8
循環型社会推進課	6 9
粒子線治療普及グループ	7 0
国際交流課	7 0
新エネルギー・産業振興課	7 0
商工課	7 3
水産課	7 4
林業課	7 5
土地対策課	7 5
建築住宅課	7 5
森林整備課	7 6
体育保健課	7 6

【補助金等交付団体関係】

こども未来課	7 9
循環型社会推進課	8 0
地域福祉課	8 3
長寿社会課	8 4
障害福祉課	8 6
医務課	9 1
健康増進課	9 3
企業立地課	9 4
雇用労働課	9 5
林業課	9 5
農地整備課	9 7
空港・交通課	9 7

地域交通対策室	98
体育保健課	99
社会教育・文化財課	100

【指定管理団体関係】

人権・同和対策課	101
有明海再生・自然環境課	101
母子保健福祉課	103
商工課	103
まちづくり推進課	104
港湾課	105
職員課	107

第 1 監査の概要

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政的援助団体等の監査を次のとおり実施した。

1 監査の実施時期

平成 23 年 6 月から平成 24 年 2 月まで

2 監査の対象機関

県が資本金等の 4 分の 1 以上を出資している団体及び補助金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体（補助金等交付団体）並びに公の施設の管理者に指定している団体のうち 74 団体について実施

区 分	出 資	補助金等 交付	公の施設の 指定管理	計
財団法人・公社・ 地方独立行政法人	14	14	9	37 (15)
社団法人	1	5	1	7 (5)
学校法人		3		3 (3)
社会福祉法人・医療法人		17		17 (17)
NPO 法人		1		1 (1)
株式会社・共同企業体		8	2	10 (10)
市町			6	6 (4)
その他	2	19	1	22 (19)
計	17	67	19	103 (74)

(注) ・数値は団体数で、() は重複を除く実団体数

・「その他」は、信用保証協会、信用基金協会、職業訓練法人、各種組合、土地改良区、各種協議会等任意の団体

3 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、団体の運営や事業の執行及び施設の管理が関係法令、規則及び要綱等に則して適正に行われているかの観点に加え、

- (1) 出資団体については、経営が適切、良好に行われているか。
- (2) 補助金等の交付団体については、その目的に沿って事業が適切かつ効率的に執行されているか。
- (3) 公の施設の管理団体については、運営及び財産管理が適切に行われているか。

などを着眼点とした。

4 監査の実施方法

団体及び所管課の平成 22 年度事業及び経理執行を中心に監査を行うとともに、施設、設備の整備及び管理については、現場確認を併せて行った。

第 2 監 査 の 結 果

出資団体及び補助金等交付団体における出納その他の事務並びに公の施設の管理は、それぞれの目的に沿っておおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、一部において、次のような指摘事項が認められたので、所管課並びに団体に対し是正又は改善を要する旨の通知を行った。

1 重要な指摘事項

(1) 出資団体関係

(団体に対するもの)

- ① スポーツ振興基金について、不適正な取扱いがあった。

【財団法人佐賀県体育協会（体育保健課）】

スポーツ振興基金の平成21年度基金取崩し（県出捐分）について、団体は県教育委員会の承認時に取崩し結果の報告が義務付けられていたにもかかわらず、報告が遅れていた。

また、基金取崩しのうち、平成21年度国民体育大会派遣費用の執行残額は、平成22年度にスポーツ振興基金に繰り入れされていたが、繰入額の帰属が明確に処理されていなかった。

平成21年4月	県教育委員会の基金取崩の承認	
平成21年5月・6月	基金取崩し	70,000,000円
平成22年4月	執行残額の基金繰入	16,322,444円
平成23年7月	取崩し結果の県教育委員会への報告	

(所管課に対するもの)

- ① スポーツ振興基金の取扱いで、適正な指導が行われていなかった。

【体育保健課（財団法人佐賀県体育協会）】

平成21年度国民体育大会派遣費用の執行残額16,322,444円は、平成22年度にスポーツ振興基金に繰り入れされていたが、繰入額の帰属が明確に処理されていなかった。所管課は、執行残額があったことは把握できていたにもかかわらず、スポーツ振興基金の取扱いで団体に適正な指導が行われていなかった。

(2) 補助金等交付団体関係

(団体に対するもの)

- ① 実行委員会の運営で、規約等の整備が不十分なものがあつた。

【第5回3R推進全国大会実行委員会（循環型社会推進課）】

事務処理に当たって必要な諸規程（会計規程、決裁規程）が未整備で、補正予算の計上や予算の執行限度額及び流用手続きなど、責任の所在や意思決定過程が明確となっていないあつた。

(手続きを行っていないもの)

○出展団体協賛金受入れに伴う補正予算

(出展協賛金500,000円)

○大会式典、イベント運営委託費の増額補正予算

(委託費予算の増額650,000円)

○上記委託費の不足に伴う事務費の予算流用

(事務費から委託費への流用339,000円)

② 佐賀県軽費老人ホーム事務費補助金で返還を要するものがあつた。

【社会福祉法人天寿会（長寿社会課）】

ア 利用者の対象収入の認定事務で、誤りがあつた。

補助金の算定基礎である利用者からの事務費徴収額（以下「サービス提供料」という。）については、利用者本人の前年の対象収入（前年の年金等の収入から、租税、社会保険料や医療費等の必要経費を控除した後の収入）によって決定されるが、対象収入の確認において誤りがあり、その結果、サービス提供料が過少となり、補助金を過大に受領していた。

このため、補助金の返還を要することとなっていた。

収入認定は厳格に行われたい。

○サービス提供料を過少に認定していたもの 1件

(正) サービス提供料 月額 30,000円

(誤) サービス提供料 月額 19,000円

(差額 11,000円)

認定誤りの要因：利用者の通帳で前年の対象収入を確認した際に、見落としがあつたもの

認定誤りの期間：平成22年9月～平成23年3月（7か月間）

収入認定誤りによるサービス提供料の過少額

11,000円/月 × 7月 = 77,000円

イ 民間施設給与等改善額の加算率の算定で、誤りがあつた。

勤続年数の記載誤りや平均年数の算定（端数処理）を誤っているものがあつた。さらに、算定表の様式を取り違えて作成していたため、民間施設給与等改善費を過大に算定し、補助金を過大に受領していた。このため、補助金の返還を要することとなっていた。

○勤続年数の記載が誤っていたもの 1件

○平均勤続年数の端数処理を誤っていたもの 1件

○様式の取り違いにより民間施設給与等改善費が誤っていたもの 1件

一般入所者分

(正当) 平均勤続年数 9年 民間施設給与等改善費 1,676,664円

(実績報告) 平均勤続年数 11年 民間施設給与等改善費 1,981,512円

差額（過大計上された事務費基準額） 304,848円

平成22年度事業に係る補助金返還額

既受領補助金額（A） 18,852,000円

修正後補助金額（B） 18,504,000円

補助金返還額（A）－（B） 348,000円

返還額内訳	
収入認定誤りによるもの	77,000円
民間施設給与等改善額の算定誤りによるもの	304,000円
返還に係る補助金所要額の端数処理によるもの	1,000円
実績報告時の補助金所要額と補助金受領額との差額	△34,000円
計	348,000円

(所管課に対するもの)

- ① 実行委員会の設置に当たり、庁内での協議が不十分であった。

【循環型社会推進課（第5回3R推進全国大会実行委員会）】

実行委員会設置の際、その必要性及び規約等の内容について、「協議会の設置及び運営に関する基本指針」で、県の各本部の企画・経営グループに協議するとともに、規約等の内容については、職員課の確認を受けることとなっているが、されていなかった。

- ② 補助金交付申請書等の審査や補助事業者への指導を徹底すべきものがあつた。

【長寿社会課（社会福祉法人真栄会ほか23団体）】

佐賀県軽費老人ホーム事務費補助金の算定上重要な利用者の収入認定等が誤っているものがあり、中には、補助金を過大に受領しているものがあつた。また、事務費対象経費実支出額の報告で、誤りがあるものもあつた。

所管課においては、補助金申請書等の審査や補助事業者への指導を、徹底されたい。

ア 利用者の収入認定を誤り、利用者からの事務費徴収額（サービス提供料）を過少に算定し、また、民間施設給与等改善費を過大に算定した結果、補助金を過大に受領していたもの

補助事業者：社会福祉法人天寿会

平成22年度補助金返還額：348,000円

イ 利用者の収入認定において、必要経費の取扱いが誤っていたもの

補助事業者：社会福祉法人真栄会

ウ 利用者の収入認定において、対象外である遡及して支払われた年金を対象収入に算入していたもの

補助事業者：社会福祉法人清水福祉会

エ 補助対象外経費を事務費対象経費実支出額に含めて報告していたもの

補助事業者：社会福祉法人清水福祉会、社会福祉法人天寿会、社会福祉法人凌友会

補助対象外経費の事例：厨房用冷蔵庫修理代、施設入居者に係る区費、アイスクリームしぼり機賃貸料

- ③ 実績報告書の審査について、適正でないものがあつた。

【障害福祉課（社会福祉法人慈光会）】

実績報告書の賃金改善額の欄に、実績額ではなく、助成金額と同額の金額が記

載されていたが、実際の賃金改善額は助成金額を上回っており、助成金上限額まで補助金の追加交付申請が可能であった。

助成金上限額 (A)	9, 0 2 4, 9 9 6 円
助成金額 (実績報告書記載額) (B)	8, 9 1 4, 3 5 4 円
追加交付申請可能額 (A - B)	1 1 0, 6 4 2 円

④ 補助金交付要綱の改正及び補助金交付事務が遅れていた。

【体育保健課 (財団法人佐賀県体育協会)】

県単独補助事業である (財) 佐賀県体育協会運営事業費補助事業には、補助対象経費として人件費が含まれており、早期の交付が必要であるにもかかわらず、補助金交付要綱の改正手続きや交付決定事務の遅れにより、補助金の概算払が遅れ、補助事業者に資金繰り上、不要な負担をかけていた。

また、補助金交付申請書の提出期限の規定との整合性を図るため、交付申請書の提出日を遡るよう指示するなど、不適切な事務処理を行っていた。

補助金交付事務は、適正に行われたい。

(不適正な事務処理の内容)

ア 補助対象経費の内容については、当初予算で計画していたにもかかわらず、事務処理が遅れ、補助金交付要綱の規定との整合性を図るため、交付要綱改正及び補助金の限度額の通知文書の日付を遡って記載していた。

交付要綱改正及び補助金の限度額の通知文書の日付：平成 22 年 4 月 21 日

補助事業者の通知文書受理日：平成 22 年 7 月 6 日

イ 補助金交付要綱の補助金交付申請書の提出期限の規定との整合性を図るため、補助事業者に、補助金交付申請日を遡って記載させ、補助金交付決定通知日も遡って記載していた。

補助金交付要綱改正及び補助金限度額通知日 (書類上)：平成 22 年 4 月 21 日

〃 (実態)：平成 22 年 7 月 6 日

補助金交付申請提出期限：平成 22 年 4 月 30 日

補助金交付申請日 (書類上)：平成 22 年 4 月 30 日

補助金交付決定通知日 (書類上)：平成 22 年 5 月 12 日

〃 (実態)：平成 22 年 7 月 5 日

補助金交付決定額：74, 326, 000 円

補助金概算払請求日 (第 1 回目)：平成 22 年 7 月 5 日

補助金概算払日 (第 1 回目)：平成 22 年 7 月 9 日

補助金概算払額 (第 1 回目)：58, 192, 000 円

(3) 公の施設の指定管理団体関係

(指定管理者に対するもの)

① 遊具等の維持管理業務の実施において、適正でないものがあった。

【葉隠緑化建設・佐賀広告センターグループ：佐賀県立森林公園（まちづくり推進課）】

ア 管理運営業務仕様書に基づき作成した遊具点検マニュアルで規定の点検シートについては、社団法人日本公園施設協会が作成した日常点検表を用いる旨規定していたが、実際の運用に当たって、県との協議により、県が従来使用していたメンテナンスリスト等を用いるように変更していた。この変更に伴い、遊具点検マニュアルの一部改正を行うべきであったが、改正していなかった。

イ 管理運営業務仕様書では、遊具点検状況や公園ハザードマップについては、利用者向けに公表することとされているが、公表されていなかった。

(所管課に対するもの)

① 利用料金の取扱いで、適正になされていないものがあった。

【まちづくり推進課（佐賀県立森林公園、佐賀県立佐賀城公園）】

佐賀県立都市公園条例第14条の3で、指定管理者は、利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならないとされているが、全ての利用料金について承認を得ておらず、県も承認手続きの指導をしていなかった。

2 その他指摘事項

(1) 出資団体関係 (40件)

① 出資団体に対するもの (33件)

- ・ 寄附行為等の見直しの検討を要するもの (1件)
- ・ 事業計画等に係る機関決定の在り方について検討を要するもの (1件)
- ・ 貸借対照表の公告が実施されていないもの (1件)
- ・ 内部監査が実施されていないもの (1件)
- ・ 資金運用で改善を要するもの (2件)
- ・ 預託台帳が未作成なもの (1件)
- ・ 特定資産の処分に係る手続きがなされていないもの (1件)
- ・ 予算措置を行わずに実施している事業があるもの (1件)
- ・ 収入未済があるもの (2件)
- ・ 退職手当引当金の造成が不十分なもの (1件)
- ・ 時間外勤務の承認が適正でないもの (1件)
- ・ 会計や契約に関する規程の遵守や見直しを要するもの (7件)
- ・ 組織に関する規程の見直しを要するもの (1件)
- ・ 公印に関する規程の遵守や見直しを要するもの (2件)
- ・ 就業規則の見直しを要するもの (1件)
- ・ 受託事業収入の請求方法について検討を要するもの (2件)
- ・ 収入に係る証拠書類の保存について適正でないもの (2件)
- ・ 財務諸表等の内容が適正でないもの (2件)
- ・ 会計処理の内容について適正でないもの (2件)
- ・ 賛助会員制度導入について対応方針の検討を要するもの (1件)

② 所管課に対するもの (7件)

- ・ 寄附行為等の見直しの検討について団体への指導を要するもの (1件)
- ・ 会計規程の見直しや遵守について団体への指導を要するもの (1件)
- ・ 出捐金の公有財産台帳の記載が適正でないもの (1件)
- ・ 団体への貸付備品の貸付事務や管理が適正でないもの (2件)
- ・ 施設の管理委託に係る事務処理が適正でないもの (1件)
- ・ 事業計画等の承認事務が適正でないもの (1件)

(2) 補助金等交付団体関係 (129件)

① 補助金等交付団体に対するもの (38件)

- ・ 補助事業実施に係る規程の整備を要するもの (1件)
- ・ 補助金等の交付条件を遵守していないもの (2件)
- ・ 収入認定事務について適正でないもの (2件)
- ・ 経理事務や契約事務等の補助事業の執行について適正でないもの (11件)
- ・ 補助事業等の予算措置や決算計上が適正でないもの (4件)

- ・貸付事業に係る収入未済があるもの（１件）
- ・補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額確定に伴う報告書が提出されていないもの（１件）
- ・補助金交付申請書等の内容や添付資料に誤りがあるもの（５件）
- ・補助金の請求方法について検討を要するもの（２件）
- ・補助金交付申請書等の提出が遅延しているもの（３件）
- ・備品の管理について適正でないもの（２件）
- ・正当な補助事業者以外のものが、実績報告書等を提出しているもの（２件）
- ・補助事業の進行管理が適正でないもの（２件）

② 所管課に対するもの（９１件）

- ・補助金等の交付決定や額の確定が遅延しているもの（１３件）
- ・補助金等交付要綱や実施要領の見直しを要するもの（１８件）
- ・補助事業者への指導不足及び補助金等交付申請書等の審査事務が適正でないもの（３２件）
- ・補助金の額の確定において現地確認を要するもの（３件）
- ・消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額報告書の提出について確認や指導を要するもの（１０件）
- ・補助金交付決定等の事務処理が適正でないもの（７件）
- ・事業評価の実施や補助制度の内容について検討を要するもの（２件）
- ・補助金の交付時期について検討を要するもの（２件）
- ・実績報告日が、県と補助事業者で一致していないもの（１件）
- ・補助事業の進行管理が適正でないもの（１件）
- ・補助金の額の再確定等の実施時期について検討を要するもの（１件）
- ・前回監査の指摘事項（実績報告書の審査事務が適正でないもの）で改善されていないもの（１件）

（３） 公の施設の指定管理団体関係（７６件）

① 指定管理団体に対するもの（３８件）

- ・県への協議や報告を要するもので実施されていないもの（６件）
- ・利用料金の設定において県の承認を得ていないもの（２件）
- ・指定申請書や事業計画書に記載していた自主事業等で実施されていないもの（２件）
- ・実績報告書の内容について誤りがあるもの（５件）
- ・会計規程で見直しを要するもの（１件）
- ・会計事務で適正でないもの（３件）
- ・財産の管理について適正でないもの（３件）
- ・緊急時の対応マニュアルについて改正を要するもの（１件）
- ・管理運営規程について見直しの検討を要するもの（２件）
- ・指定管理業務に係る予算書や決算書の在り方で検討を要するもの（３件）

- ・再委託の契約事務について改善を要するもの（2件）
- ・扶養手当の認定事務について改善を要するもの（1件）
- ・施設利用許可の事務処理や利用料金徴収事務について適正でないもの（2件）
- ・情報の公開に必要な規程の整備を要するもの（1件）
- ・広報の実施について不十分なもの（1件）
- ・管理運営業務に係る事務処理で改善を要するもの（2件）
- ・行政財産の目的外使用許可申請の手続きが取られていないもの（1件）

② 所管課に対するもの（36件）

- ・管理運営業務仕様書の見直しについて検討を要するもの（4件）
- ・管理運営業務の再委託で県の承認を得ていないもの（3件）
- ・未実施の自主事業についての指導が不適切なもの（1件）
- ・事業計画書や事業報告書の審査で適正でないもの（6件）
- ・委託料の支払が遅延しているもの（1件）
- ・会計規程の見直しについて指定管理者への指導を要するもの（1件）
- ・緊急時のマニュアルの改正について指定管理者への指導を要するもの（1件）
- ・開館日について県の施行規則に即して運用されていないもの（1件）
- ・組織の設置要綱の改正を要するもの（1件）
- ・指定管理者に対する指定管理物件の台帳等の提示が不十分なもの（2件）
- ・実績報告の確認結果通知や公表が実施されていないもの（2件）
- ・行政財産使用許可の手続きが取られていないもの（1件）
- ・行政財産使用許可について、指定管理者との協議や検討を要するもの（3件）
- ・指定管理経費に係る覚書の見直しを要するもの（1件）
- ・実績報告の内容で検討を要するもの（1件）
- ・公募時に示した指定管理物件の数量に誤りがあるもの（1件）
- ・管理運営業務に関する経費の責任分担について明確にすべきもの（1件）
- ・施設使用料の徴収事務委託契約の事務処理について適正でないもの（1件）
- ・施設の火災保険に係る指示が不足しているもの（1件）
- ・利用料金に係る規程の整備について指定管理者への指導を要するもの（1件）
- ・自主事業に係る施設利用料の取扱いについて検討を要するもの（1件）
- ・前回監査の指摘事項（財産の管理事務で適正でないもの）で改善されていないもの（1件）

③ 関係課に対するもの（2件）

- ・実績報告の公表がされていないもの（1件）
- ・管理運営業務の再委託に係る県の承認要件について見直しの検討を要するもの（1件）

3 監査対象団体ごと並びに所管課ごとの監査結果

監査対象団体ごと並びに所管課ごとの監査結果については、19ページから107ページまでに記載している。

第 3 意見事項

この意見は、平成23年6月から平成24年2月までの間に執行した監査において気づいたことを述べたものであり、今後の業務運営及び行政運営に当たり留意され、改善措置について検討されたい。

1 出資団体に対するもの

県は、県行政を補完するため、公益上必要がある場合、出資をし、団体を設立して、事業を行わせることができるが、その前提として、団体の運営が適切かつ健全に行われるよう、適切な指導監督を行うとともに、必要な支援等に努める必要がある。

しかしながら、今回の監査では、次のような問題点や改善すべき課題がみられた。

(1) 主な指摘事項

(ア) 団体の経営統治（ガバナンス）に関する問題

- ① 寄附行為等の見直しの検討を要するものがあった。
県から指定管理業務を受託している団体で、受託内容が団体の寄附行為に規定されている業務に該当するか不明確なものがあった。
- ② 事業計画等に係る機関決定の在り方で、検討を要するものがあった。
団体の定款で、「事業計画及び収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込については、理事会の承認を得なければならない。」と規定されているが、年度末の収入見込みが計画以上となったことから、特定目的資産への積立が、理事会の承認額以上に行われているものがあった。
- ③ 団体の貸借対照表について、公告されていなかった。
団体の定款において、「貸借対照表は、定時評議員会の終結後、遅滞なく、公告しなければならない。」となっているが、公告されていなかった。
- ④ 団体の規則に定める内部監査について、実施されていなかった。
理事長は、毎事業年度に内部監査計画書を作成し、内部監査担当者に実施させることと規定しているが、内部監査が実施されていなかった。

(イ) 会計規程・事務処理に関する問題

- ① 財源確保の観点から資金運用が十分でない団体や、資金預託台帳が作成されていない団体があった。
基本財産及び特定資産の資金運用が短期運用されており、また、多額の資金が普通預金で管理されていた。
また、団体の規定で、「現金の保管の状況を常に明らかにするため預託台帳を作成する。」と、定めているにもかかわらず、作成されていなかった。
- ② 取り崩した基本財産（基金）の執行残を、基本財産に積み立てる際に財産の帰属先が曖昧なままに処理しているものがあった。
基本財産（基金）を取り崩して事業財源に充てられていたが、事業費に

執行残が生じたことから、再度、基本財産に残額を積み立てられていたが基本財産の帰属先（持分割合）を定めないままに積み立てられていた。

③ 特定資産の処分で、適正でないものがあつた。

特定資産の処分に際して、団体の寄附行為では、「理事会及び評議員会の議決を経た上で、かつ、行政庁の承認を得る。」ことと定められているが、寄附行為どおりの取扱いがなされていなかった。

④ 本来団体の事務とすべきものを、理事会の承認（予算措置）を受けないまま事業を執行しているものがあつた。

⑤ 過年度未収金の解消に努めるべきものがあつた。

（２）個別意見

① （財）佐賀県国際交流協会及び（財）佐賀県体育協会は、広く会費（賛助会員）を求め事業を展開する団体である。

しかしながら、近年の景気低迷の影響はあるものの、収入の確保に対する積極性に欠け、その結果、収入が減少し、基本財産の取崩しや、事業活動を縮小せざるを得ない状況が見られた。自主財源の確保に努められたい。

② （財）佐賀県環境クリーン財団にあつては、平成24年度から県貸付金の償還が始まること、一定期間後には設備の大規模補修も予想されることから、収入増加に取り組むほか、コスト削減をさらに徹底されたい。

③ （財）佐賀県生活衛生営業指導センターにあつては、専務理事が5年以上も欠員状態となっており、かつ、その事務を一般職員（事務局長）に処理させていた。公益法人への移行に向け、団体の運営に支障がないよう、組織体制の整備を検討されたい。

④ 住宅供給公社にあつては、保有分譲地の処分が経営改善計画を上回る状況にあるが、引き続き分譲地の早期販売に努め、最終損失額の縮小に向け更なる取組を推進されたい。

（３）総括意見

主な個別指摘事項を見ると、いろいろな面で事業活動が公金（税金）で賄われているという意識が低く、諸規程の整備、見直しをはじめとして、一部に事務処理が適切でない団体もあつた。また、近年の厳しい県財政を背景に、県の補助金等が削減され、団体によっては、基本財産を取り崩したり、事業を縮小せざるを得ない状況にあり、正規職員から非正規職員へ変更せざるを得ず、十分な行政サービスができなくなっているとの声も聞かれた。

このため、団体設置の目的が損なわれることがないように、団体にあつては、これまで以上に自主・自立経営に向け、引き続き努力されるとともに、内部監査の充実・徹底にも努められたい。

一方、設置者である県にあつては、団体の運営が円滑に推進できるよう、必要な人的・財政的な支援や助言について、十分に配慮されたい。

また、平成21年度に一定の整理がなされた「外郭団体の見直しの方向性」に

ついて、昨年の監査意見で再度、見直しの方向性を検討されるよう意見申し上げたところであるが、未だ継続検討の団体もあり、時機を失することなく県が責任をもってその方向性を示すとともに、その検討結果を実行に移されるよう望むものである。

2 補助金等交付団体に対するもの

県は、公益上必要がある場合、特定の施策を推進するため、特定の団体に対し補助金や負担金を交付して事業を実施している。

補助事業者は、補助事業等を適正に執行するためには、関係する法令、規則に基づき、事業ごとに定められた補助金等交付要綱等に沿って、会計処理、事務処理を行う必要がある。

県は、補助事業者に対し、補助金等の目的に沿って事業が遂行されているか、意思決定の手続きや諸規程を整えて適正に執行されているか、確認指導する立場にある。

今回の監査で、次のような問題点や改善すべき課題が見られた。

(1) 主な指摘事項

- ① 補助金交付申請、交付決定、実績報告、額の確定における事務処理が遅れていたものがあつた。

県からの補助金内示通知の遅れによる補助金交付申請書提出の遅れや、補助金申請書提出から補助金の交付決定までの事務処理の遅れが多かつた。また、補助金の実績報告書提出から額の確定までの補助金事務の審査に、日時を要しているものがあつた。（申請書及び交付決定日付の遡り、3か月以上の額の確定の遅れ）

- ② 補助金等交付要綱の見直しを要するものがあつたものや、補助事業者の事務処理に係る必要な諸規程が整備されていないものがあつた。

補助事業の制度制定の時点で、間接補助事業を対象としながら、補助金等交付要綱に間接補助条項の記載がないものや、交付決定の際に補助事業者に対する指導が徹底されていないものがあつた。

- ③ 補助金交付事務の審査で、適正でないものがあつた。

補助事業に要する経費の配分及び内容を変更する場合の変更交付申請の審査において、変更内容等の確認をしないままに補助金変更交付の承認を行うなど、審査が徹底されていないものや、補助金交付要綱に定めている交付条件を、補助金交付決定通知書に記載していないものがあつた。

- ④ 福祉関係補助金で収入認定の誤りにより、補助金の返還を要するものがあつた。

補助事業者に対する収入認定事務の指導が十分でなく、補助事業者が行う収入認定事務に誤りがあり、補助金の過大交付により補助金の返還が生じたものがあつた。

- ⑤ 補助金の額の確定において、現地確認が必要なものがあつた。

施設整備補助金に係る実績報告書の確認等は、県民ニーズの把握、現場主義の徹底を図る観点から、極力、実地に赴き確認することが基本とされているが、現地確認がなされていなかった。

- ⑥ 補助事業者の予算・決算に関し、機関決定を経ず執行されていたものがあった。また、補助事業者の事務処理に当たって、特定の者に権限が集中しているものがあった。
- ⑦ 貸付金等の債権に関して、収入未済の解消に努めていく必要があるものがあった。
- ⑧ 消費税の申告で、補助事業に係る仕入控除税額が確定した場合、知事へ報告する必要があるが、報告されていないものがあった。

(2) 個別意見

新幹線さが未来づくり協議会にあっては、適正な事業の遂行、透明性のある予算の執行を図る観点から、特定の者に権限を集中させず、チェック機能が働くように決裁規程等の見直しを検討されたい。

(3) 総括意見

補助金等交付団体に対する指摘は、補助金等交付規則、要綱に定めた条件が守られていないというものや、補助金の内示、交付決定、額の確定の時期が遅れているもの、申請書等書類の審査が十分でないものが見られた。

事業の執行に当たっては、業務の進行管理や、十分なチェック機能の強化を図る必要がある、県庁組織文化（風土）の改革に真摯に取り組まれるとともに、事業の進行管理の重要性を再認識されたい。

また、県では庁内に設置する各種協議会等について、統一的なルールが無かったことから、平成22年3月に、「協議会の設置及び運営に関する基本指針」を策定し、協議会の適正な事業の遂行や、透明性のある予算執行を図ることとされているが、この「基本指針」が十分周知されていなかった所管課や、周知していても実際の予算執行において、特定の者に権限が集中した取扱いを行うなど、適正な事業遂行となっていないものがあった。再度、この「基本指針」の徹底に努められたい。

3 公の施設の指定管理団体に対するもの

平成15年の地方自治法改正により、多様化する行政ニーズに効率的に対応するため、民間事業者が有するノウハウを活用し、サービスの向上と経費の節減を目的として指定管理者制度が設けられた。

本県でも平成16年度から当該制度が導入され、この間、監査を通じて事務処理の改善等を求めてきたが、今回の監査で、依然として、次のような問題点や改善すべき課題が見られた。

(1) 主な指摘事項

- ① 管理運營業務仕様書の見直しについて、検討を要するものがあった。
利用者ニーズの把握による施設サービスの向上と運営の効率化に取り組むため、利用者モニタリングの実施や、その結果をもとにした自己評価の実施が指定管理者に求められているが、仕様書に明記されていないものがあった。
- ② 管理運営仕様書で知事への報告・協議が要件とされているものが、報告・協議されていないものがあった。
指定管理施設の休場日の変更に伴う県への報告漏れや、個人情報の管理体制等報告書が提出されていないものがあった。また、施設の管理運営に係る規定改正に伴う知事への事前協議がなされていないものがあった。
- ③ 利用料金の設定に当たり、知事承認の手続きがなされていないものがあった。
- ④ 再委託事務に関する知事協議要件の見直しについて検討を要するものがあった。
管理運營業務の中には、あらかじめ専門業者への再委託が見込まれるものもあるが、基本協定書で、例外なく県への承諾規定が設けられており、その結果、再委託の都度、県の承諾を得るための手続きが多数生じているものがある。
専門業者への再委託が見込まれる業務については、協定書等で、承諾手続きを省略できる規定を設けるなど、事務処理の負担軽減について検討されたい。
- ⑤ 事業報告書の誤りや事業計画書に記載された事業で、実施されていないものがあった。
- ⑥ 事業報告書の審査で、適正でないものがあった。
また、基本協定書で、年度終了後報告書を受理したときは、その内容を確認し、その結果を指定管理者に通知するとともに、公表するとされているが、公表されていなかった。
- ⑦ 財産の管理で、適正でないものがあった。
指定管理経費で購入された備品で、備品台帳に記載されていないものがあった。
- ⑧ 一般の用に供する施設の遊具施設で、点検マニュアルの見直しがされておらず、かつ、公表もされていないものがあった。また、指定管理団体における情報公開に関する規程が、整備されていないものがあった。

(2) 個別意見

- ① 「花と冒険の島」にあっては、施設の維持管理が十分でなく、また、遊具施設の更新や新設も行われていないため、一般の用に供する観光施設として、十分に機能を果たしているか疑問である。今後の在り方について検討されたい。
- ② 県立九州シンクロトン光研究センターについては、県が計画した施設整備も計画どおりに終了している。今後は、交通の要衝としての地の利を活かし、積極的な営業活動を行い、九州内の企業等に専用ビームラインの設置要

請や更なる利用推進を図り、利用料金の増収に努力されたい。

(3) 総括意見

公の施設の管理については、指定管理者制度導入後7年を経過し、今回の指摘事項を見ても、指定管理にしたことによって、あたかも、県から業務が切り離されたかのような状況で、指定管理者に任せ放しの傾向が強く、不適切な取扱いも多い。また、県の公の施設でもあるにもかかわらず、県の関与が不十分と思われるものもあった。

こうした中、事務処理については、協定書、仕様書、事業計画書等に定められている諸手続きが守られていない案件が多く、事業報告書の記載内容で適切な管理の実態が十分に把握できていないものがあった。このことは、県の指導・監督、審査が十分でない指摘せざるを得ない。

再度、管理運営仕様書、基本協定書に基づく指導・監督、審査を徹底されたい。

4 まとめ

以上、平成23年度の財政的援助団体等監査結果及び監査委員の意見を述べてきたが、今回の監査を通じ、個々の事務処理に当たって、担当職員の知識不足や失念、それをカバーするチェック機能が十分発揮されていないのではないかとしたことや、事務事業の進行管理が十分でないといった課題が見受けられた。

事務処理に当たって、担当者にあっては疑問や悩みを自ら抱え込むのではなく、また、課題や問題を先送りすることなく、前任者、同僚、上司に聞き、解決していくことも重要な仕事の進め方である。このことは、団体にあっても同様である。

その上で、高度な判断を要する場合は、各本部の企画・経営グループや経営支援本部を始めとする専門の部署に相談することが求められるところである。

特に、各本部の企画・経営グループにあっては、本部施策の総合・調整機関として、事務事業全般にわたる行政統治力の一層の向上に努められることを期待するものである。

※ 用語等の説明

用 語 等	説 明
地方自治法第199条 第7項 (財政的援助団体等の 監査に関する規定)	<p>条文(抜粋)</p> <p>監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。</p>
公の施設の指定管理者 制度	<p>指定管理者制度とは？</p> <p>平成15年9月2日、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理に関するそれまでの「管理委託制度」が廃止され、新たに創設された制度です。</p> <p>それまでの「管理委託制度」のもとでは、県が公の施設の管理を直接行わない場合、委託できるのは、改正前の地方自治法により、公共団体(市町村や土地改良区など)、公共的団体(農協や自治会など)及び自治体が出資する出資法人に限定されていました。</p> <p>「指定管理者制度」では、指定管理者となることができる者の範囲について法律上特段の制約がないことから、民間企業やNPO法人などを含む法人その他の団体が、議会の議決を経て指定管理者として公の施設の管理を行うことが可能となりました。</p> <p>指定管理者制度の目的</p> <p>指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。(佐賀県ホームページ引用)</p>
NPO法人	<p>「NPO (Non Profit Organization)」とは、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。</p> <p>このうち、「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格(個人以外で権利や義務の主体となり得るもの)を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。(内閣府ホームページ引用)</p>
公益法人制度改革関連 3法	<ol style="list-style-type: none"> ① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 ② 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 ③ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

監査対象団体ごとの監査結果

1 出資団体

団 体 名	財団法人佐賀県女性と生涯学習財団			
所 在 地	佐賀市天神三丁目2番11号			
監査執行年月日	平成23年 8月31日			
監 査 執 行 者	監査委員 池 田 巧			
財政的援助内容	出資金	基 本 財 産	20,000,000円	
		出 資 額	20,000,000円	
		出 資 率	100.0%	
	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯 学習センター	
		委 託 額	216,731,000円	
所 管 課	男女参画・県民協働課、社会教育・文化財課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 寄附行為で、見直しの検討を要するものがあった。</p> <p>団体は、指定管理業務の一つとして「佐賀県DV総合対策センター」の管理運営を行っているが、当業務は、寄附行為第4条規定の財団が実施できる事業のいずれに該当するか不明確な状況となっている。</p> <p>このため、寄附行為の見直しについて、検討されたい。</p> <p>2 公の施設の管理は、おおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 施設利用料金の減免に係る規定で、見直しの検討を要するものがあった。</p> <p>指定管理者の佐賀県立男女共同参画センター及び佐賀県立生涯学習センターの利用料金に関する規程（以下「管理規程」という。）第6条第3項で、施設利用料金の減免に当たって、施設等利用料金減免申請書を徴するよう規定されているが、施設利用の事業資料（チラシ）を徴し、利用料金の減免を行っていた。このような場合においては、施設利用許可申請書に、減免申請を行う旨の記載により、減免申請が行えるようにするなど、管理規程の見直しについて、検討されたい。</p> <p>(2) 事業計画書及び事業報告書の収支について、指定管理運営業務に係る収支を区分されたい。</p> <p>事業計画書の収支予算書及び事業報告書の収支決算書において、指定管理運営業務に係る収支と、指定管理運営業務以外の団体独自の業務に係る収支が、明確に区分されておらず、指定管理運営業務に係る収支の状況が不明確となっている。事業計画書及び事業報告書の収支について、指定管理運営業務に係る収支を明確に区分されたい。</p> <p>(3) 協定書に定める個人情報の管理体制等報告書が、提出されていないかった。</p> <p>管理運営に関する協定書規定の個人情報取扱特記事項に規定する個人情報の管理体制等報告書が、県に提出されていないかった。</p>			

	<p>(4) 施設の管理運営に係る規程改正について、知事への事前協議が行われていないものがあった。</p> <p>県の管理運営業務仕様書第8の(1)で、「指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程、要綱等を定める場合は、あらかじめ知事(男女参画・県民協働課)と協議を行うこと。」と定められている。指定管理者は、管理規程について、平成21年4月1日施行で改正を行っていたが、知事に対する事前協議を行っていなかった。</p> <p>(5) 管理規程で、見直しの検討を要するものがあった。</p> <p>県の設置条例施行規則で、指定管理者が施設利用の許可をしないことができる場合を規定されているが、指定管理者の管理規程においては、県施行規則の規定と異なる表現となっている。県規則との整合性について検討されたい。</p>
--	---

団 体 名	財団法人佐賀県環境クリーン財団(クリーンパークさが)			
所 在 地	唐津市鎮西町菖蒲3700番地20			
監 査 執 行 年 月 日	平成23年10月12日			
監 査 執 行 者	監査委員 池田 巧 稲富正敏			
財政的援助内容	出資金	基本財産	100,000,000円	
		出 資 額	30,000,000円	
		出 資 率	30.0%	
	補助金	補助事業名	佐賀県公共関与型廃棄物処理施設高度処理事業費補助	
		補助事業費	301,505,105円	
		補助金交付額	275,060,000円	
	貸付金	貸付事業名	財団法人佐賀県環境クリーン財団運営資金貸付(平成10年度～平成20年度貸付)	
		平成22年度末貸付残高	57,929,000円	
		貸付事業名	佐賀県公共関与型廃棄物処理施設整備資金貸付(平成19年度、平成20年度貸付)	
		平成22年度末貸付残高	2,301,412,000円	
所 管 課	循環型社会推進課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p> <p style="text-align: center;">【佐賀県公共関与型廃棄物処理施設高度処理事業費補助】</p> <p>3 貸付事業は、貸付目的に沿って執行されており、貸付金は、県に対する負債として適正に管理されていた。</p> <p style="text-align: center;">【財団法人佐賀県環境クリーン財団運営資金貸付】</p>			

	【佐賀県公共関与型廃棄物処理施設整備資金貸付】
監 査 意 見	<p>○ 収支状況のさらなる改善に努められたい。</p> <p>団体が設置運営する公共関与型廃棄物処理施設は、平成21年4月から本格稼働しており、団体も収入増やコスト削減に努め、現状は一定の収益を計上している状況にある。しかしながら、今後は、施設整備時の県からの貸付金（約23億円、償還期限：平成35年12月末）の元金償還が平成24年度から始まり、また、一定期間経過後は機器の補修等も予想されるところであり、団体は、収支状況をさらに改善していくことが、喫緊の課題となっている。</p> <p>廃棄物処理量の増加や単価アップなど収入増加に積極的に取り組むとともに、コスト削減をさらに徹底されたい。</p>

団 体 名	公益財団法人佐賀国際重粒子線がん治療財団														
所 在 地	鳥栖市本通町一丁目802番地3														
監査執行年月日	平成23年 6月24日														
監 査 執 行 者	監査委員 中 村 孝 田 中 俊 雄														
財政的援助内容	出資金	基 本 財 産	16,000,000円												
		出 資 額	10,000,000円												
		出 資 率	62.5%												
	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県九州国際重粒子線がん治療センター 開設費補助												
		補 助 事 業 費	601,769,870円												
補助金交付額		600,000,000円													
所 管 課	粒子線治療普及グループ														
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 事業計画等に係る機関決定の在り方で、検討を要するものがあつた。</p> <p>平成23年3月に開催された理事会で、特定目的資産への積立予算（2億円）が承認されているが、年度末の寄附金収入が見込みより多く収入されたことから、次期繰越収支差額を少なくするため、決算整理手続きとして理事会の承認額以上の積立が行われているものがあつた。</p> <p>団体の定款で、「事業計画及び収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込については、理事会の承認を得なければならない。」と規定されている。</p> <p>このため、適正な内部統制の在り方として、理事会の事前承認手続きを検討されたい。</p> <p style="text-align: center;">*第3回理事会（平成23年3月25日） (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">積立金名称</th> <th style="text-align: center;">積立金承認額</th> <th style="text-align: center;">積立実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">開設費用準備資金</td> <td style="text-align: right;">200,000</td> <td style="text-align: right;">230,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">装置・機器取得資金</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td style="text-align: right;">166,505</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">積立金合計</td> <td style="text-align: right;">200,000</td> <td style="text-align: right;">396,505</td> </tr> </tbody> </table>			積立金名称	積立金承認額	積立実績額	開設費用準備資金	200,000	230,000	装置・機器取得資金	0	166,505	積立金合計	200,000	396,505
積立金名称	積立金承認額	積立実績額													
開設費用準備資金	200,000	230,000													
装置・機器取得資金	0	166,505													
積立金合計	200,000	396,505													

(2) 資金運用で、改善や検討を要するものがあつた。

① 団体の財産運用管理規程第7条で、予算編成を審議する理事会において資金管理に関する事項を決定するよう規定されているが、決定がされていなかった。

② 基本財産及び特定資産が定期預金等で運用されているが、その運用期間が1か月程度の短期運用となっていた。また、普通預金の残高が、1億円を超えた期間が6か月以上あつた。

基本財産及び特定目的資産については、長期の安全かつ有利な運用することで果実（運用利子）の増額に努められたい。

(3) 時間外勤務について、上司の承認が行われていないものがあつた。

時間外勤務の申請について、本人印のみで承認されていた。上司の承認を受けるように見直されたい。

(4) 貸借対照表について、公告されていなかった。

貸借対照表は、定款の規定に基づき、公告することが必要であるが、公告されていなかった。

(5) 財務及び会計処理について、適正でないものがあつた。

財務及び会計規程等に即した事務処理が行われていなかった。

① 団体の財務及び会計規程第11条第1項で、「理事長は、予算の編成にあたり具体的な考え方を示した方針（「予算編成方針」という。）を策定しなければならない。」と規定されているが、予算編成方針が文書で策定されていなかった。

② 団体の財産運用管理規程第13条で、取引金融機関の基準等が規定されているが、新規の金融機関の口座開設に当たって、この基準等を満たしているかどうかを確認した記録がなかった。

③ 団体の職務権限規程第4条別表で、1件100万円以上の契約締結の起案者は、事務局長と規定されているにもかかわらず、事務局職員が起案者となっていた。

④ 団体の会計実施規則第40条第3号で、不動産の管理台帳の一つとして「土地建物借用簿」を整備するよう規定されているが、作成されていなかった。

(6) 会計処理に係る規程で、是正を要するものがあつた。

① 団体の財務及び会計規程第23条で、新規の契約相手方について信用調査を実施するよう規定されているが、実施されていないものがあつた。規定の適用範囲について見直しを検討されたい。

	<p>② 団体の会計実施規則第31条で、領収書について、別紙様式として定める旨を規定しているが、具体的に定められていなかった。</p> <p>③ 団体の会計実施規則第28条で、手許に保有することができる小口現金については、別に定めると規定されているが、小口現金の取扱いに係る規程等は、定められていなかった。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p> <p style="text-align: right;">【佐賀県九州国際重粒子線がん治療センター開設費補助】</p>
--	--

団 体 名	地方独立行政法人佐賀県立病院好生館（佐賀県立病院好生館）			
所 在 地	佐賀市水ヶ江一丁目12番9号			
監査執行年月日	平成23年10月14日			
監 査 執 行 者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 稲富正敏			
財政的援助内容	出資金	基本財産	2,316,978,749円	
		出 資 額	2,316,978,749円	
		出 資 率	100.0%	
	補助金	補助事業名	佐賀県災害医療センター設備整備費補助	
		補助事業費	22,308,430円	
		補助金交付額	14,783,000円	
		補助事業名	佐賀県医療施設耐震改修事業費補助	
		補助事業費	1,005,359,000円	
		補助金交付額	88,920,000円	
		補助事業名	佐賀県救命救急センター支援奨励金	
		補助事業費	3,500,000円	
		補助金交付額	3,500,000円	
		補助事業名	佐賀県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助	
	補助事業費	14,016,302円		
	補助金交付額	14,000,000円		
	貸付金	貸付事業名	地方独立行政法人佐賀県立病院好生館貸付	
		貸付事業費	11,553,351,300円	
貸付金交付額		1,527,000,000円		
平成22年度末 貸付残高		1,527,000,000円		
貸付事業名		地方独立行政法人佐賀県立病院好生館債権 (平成元年度～平成22年度貸付)		
平成22年度末 貸付残高	2,418,005,786円			
負担金	負担事業名	県立病院移転改築事業負担金		
	負担事業費	62,716,000円		

		負担金交付額	62,716,000円															
		負担事業名	県立病院好生館運営費負担金															
		負担事業費	1,097,554,000円															
		負担金交付額	1,097,554,000円															
所 管 課	医務課、健康増進課																	
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 団体の規則に定める内部監査について、実施されていなかった。 地方独立行政法人佐賀県立病院好生館内部監査規則第5条で、毎事業年度に内部監査計画書を作成し、内部監査を実施することと規定されているが、内部監査について、実施されていなかった。</p> <p>(2) 公印印影刷込みの承認等の手続きが行われていなかった。 地方独立行政法人佐賀県立病院好生館公印規程第12条で、事務処理上あらかじめ公印印影刷込みが必要と認められるものは、事務部長に公印印影刷込み承認願いを提出し承認を得ること、及び事務部長は承認をした場合は、公印刷込み承認台帳に記載すること等が規定されている。しかしながら、公印印影刷込みに係る承認等の一連の手続きについて、実施されていなかった。</p> <p>(3) 未収金の回収及び整理並びに発生防止に引き続き努められたい。 未収金について、引き続き、その回収及び整理並びに発生防止に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未収金の額（納期到来分のみ） <table border="1" data-bbox="596 1227 1449 1491"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>金 額</th> <th>件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">平22年末残高</td> <td>114,399,245円</td> <td>1,525件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内 訳</td> <td>現年度分 (22年度)</td> <td>35,455,788円</td> <td>580件</td> </tr> <tr> <td>過年度分 (21年度以前分)</td> <td>78,943,457円</td> <td>945件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 給食材料の検収で、不十分なものがあつた。 団体の契約事務取扱規則第21条で、100万円以下の契約においては、検査職員は、直ちに検査調書を作成するか、若しくは、納品書等に検査済の旨及び検査年月日を記入し、記名押印を行うよう規定されている。 給食材料において、業者から納品された際に、栄養管理科職員が受領確認しているにもかかわらず、納品書に受領確認の記録がないものがあつた。</p> <p>(5) 領収記録が、保存されていなかった。 団体の会計規程第26条第2項で、口座振込その他金融機関を通じて支払う場合には、当該金融機関の発行する振込通知書その他正当な書類をもって、領収書に代えることができると規定されている。 平成22年度からインターネットバンキングによる支払を行っているが、領</p>					金 額	件 数	平22年末残高		114,399,245円	1,525件	内 訳	現年度分 (22年度)	35,455,788円	580件	過年度分 (21年度以前分)	78,943,457円	945件
		金 額	件 数															
平22年末残高		114,399,245円	1,525件															
内 訳	現年度分 (22年度)	35,455,788円	580件															
	過年度分 (21年度以前分)	78,943,457円	945件															

	<p>収書に代えるためのインターネットバンキングで入手できる支払記録（受取人名、金融機関名等）を保存していなかった。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金関係】</p> <p>(1) 実績報告書の提出が、遅延していた。</p> <p>補助金交付要綱で、翌年度の4月10日までに実績報告書を提出するよう規定されているが、提出が遅延していた。</p> <p style="text-align: center;">補助金概算払交付日：平成23年3月31日 実績報告書提出日：平成23年6月27日</p> <p>3 貸付事業は計画どおり完了し、貸付金は、貸付目的に沿って執行され、県に対する負債として適正に管理されていた。</p> <p style="text-align: right;">【地方独立行政法人佐賀県立病院好生館貸付】 【地方独立行政法人佐賀県立病院好生館債権】</p> <p>4 負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。</p> <p style="text-align: right;">【県立病院移転改築事業負担金】 【県立病院好生館運営費負担金】</p>
--	---

団 体 名	財団法人佐賀県生活衛生営業指導センター			
所 在 地	佐賀市白山一丁目2番13号			
監査執行年月日	平成23年10月7日			
監 査 執 行 者	監査委員 田中俊雄			
財政的援助内容	出資金	基本財産	5,000,000円	
		出資額	2,000,000円	
		出資率	40.0%	
	補助金	補助事業名	佐賀県生活衛生指導助成事業補助	
		補助事業費	13,075,169円	
		補助金交付額	13,075,000円	
所 管 課	生活衛生課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 非常勤職員の年次有給休暇に係る規定が、整備されていなかった。</p> <p>労働基準法第39条第3項に基づく短時間労働者への年次有給休暇の取得に関する規定が、就業規則に整備されていなかった。</p> <p>(2) 退職給与引当金の造成について、不十分なものがあつた。</p> <p>事務局長に係る退職給与引当預金が造成されていなかった。</p>			

	<p>(3) 事業の執行で、適正でないものがあつた。 クリーニング師研修会開催事業について、団体の予算に計上しないまま事業を行い、決算にも計上していなかつた。</p> <p>(4) 経理事務において、適正でないものがあつた。 健康保険料等の平成23年3月分の事業主負担については、同年4月に支払われているが、決算において、未払金として計上すべきところ、預り金として計上されていた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 【佐賀県生活衛生指導助成事業補助金関係】</p> <p>(1) 超過勤務手当の支給について、適正でないものがあつた。 超過勤務手当については、職員給与規程に基づいた正当な単価で支出すべきところ、県の補助金の範囲内で減額調整して支出されているものがあつた。</p>
<p>監 査 意 見</p>	<p>○ 専務理事の選任について 団体の寄附行為では、「理事は互選により、理事長1名、副理事長2名、専務理事1名を定める。」と規定されている。 専務理事の設置については、平成17年度から欠員となっており、処務規程の附則を根拠に、専務理事の権限を事務局長等に代行させた取扱いとなっている。 公益法人への移行に向け、団体運営に支障がないよう、早急に検討されたい。</p>

<p>団 体 名</p>	<p>財団法人佐賀県国際交流協会</p>		
<p>所 在 地</p>	<p>佐賀市城内一丁目1番59号</p>		
<p>監査執行年月日</p>	<p>平成23年10月 4日</p>		
<p>監 査 執 行 者</p>	<p>監査委員 三 竿 博 史</p>		
<p>財政的援助内容</p>	<p>出資金</p>	<p>基 本 財 産</p>	<p>352,001,087円</p>
		<p>出 資 額</p>	<p>256,634,858円</p>
		<p>出 資 率</p>	<p>72.9%</p>
<p>所 管 課</p>	<p>国際交流課</p>		
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 (1) 預託台帳の様式が、定められておらず、預託台帳も作成されていなかった。 財団法人佐賀県国際交流協会資産管理規程第4条に規定する預託台帳の様式が、定められておらず、預託台帳も作成されていなかった。</p>		

団 体 名	財団法人佐賀県地域産業支援センター			
所 在 地	佐賀市鍋島町大字八戸溝 1 1 4 番地			
監査執行年月日	平成23年10月31日			
監 査 執 行 者	監査委員 池 田 巧			
財政的援助内容	出資金	基本財産	8,023,943円	
		出 資 額	8,000,000円	
		出 資 率	99.7%	
	補助金	補助事業名	財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助	
		補助事業費	59,450,810円	
		補助金交付額	58,677,831円	
		補助事業名	佐賀県地域産業支援対策事業費補助	
		補助事業費	28,752,225円	
		補助金交付額	27,586,425円	
		補助事業名	佐賀県技術振興等補助	
		補助事業費	16,481,891円	
	損失補償	損失補償事業名	佐賀県小規模企業者等設備導入資金貸付事業損失補償	
		平成22年度末 補償残高	512,155,000円	
	貸付金	貸付事業名	佐賀県小規模企業者等設備導入資金（設備貸与事業資金）貸付 （平成15年度～平成22年度貸付）	
		貸付事業費	156,230,000円	
		貸付金交付額	77,810,000円	
		平成22年度末 貸付残高	574,416,000円	
		貸付事業名	さが農商工連携応援基金事業資金貸付 （平成21年度貸付）	
		平成22年度末 貸付残高	2,010,000,000円	
		貸付事業名	さが中小企業応援基金事業資金貸付 （平成20年度貸付）	
		平成22年度末 貸付残高	1,050,000,000円	
貸付事業名		佐賀県小規模企業者等設備導入資金（設備資金貸付事業資金）貸付 （平成15年度、平成16年度貸付）		
平成22年度末 貸付残高		13,940,000円		
貸付事業名		創造的中小企業創出支援事業費貸付 （平成13年度、平成15年度貸付）		
平成22年度末 貸付残高		65,500,000円		

	負担金	負担事業名	中小企業勤労者福祉サービスセンター事業 運営費負担金
		負担事業費	48,960,261円
		負担金交付額	4,000,000円
	公の施設の 管理	施設名	佐賀県地域産業支援センター
		委託額	6,816,000円
		施設名	佐賀県立九州シンクロトン光研究センター
		委託額	324,056,000円
	所管課	新エネルギー・産業振興課、雇用労働課、商工課	
監査の結果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 委託事業の執行に当たり、業務に必要な経費について概算払による資金の確保を検討されたい。</p> <p>団体は、国、県から委託を受けて事業を実施しているが、事業費の支払資金を捻出するため、多額の資金を金融機関からの短期借入金で賄っている。</p> <p>国、県との委託契約書では、業務に必要な経費は概算払ができる規定となっていることから、概算払を活用して支払資金を確保する方法を検討されたい。</p> <p>(2) 委託金の請求方法について、検討を要するものがあった。</p> <p>県からの受託事業について、委託金は精算払で受領しているが、委託料には当該研究に従事する研究員の人件費が含まれていることから、概算払で受領できるように請求方法を検討されたい。(シンクロトン特別会計関係)</p> <p>(3) 基金引当資産(技術振興基金)の管理で検討を要するものがあった。</p> <p>基金引当資産(技術振興基金)の管理については、全額普通預金で管理されていた。安全かつ有利な資金運用の方法を検討されたい。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県技術振興等補助金関係】</p> <p>(1) 備品管理が適正でないものがあった。</p> <p>佐賀県技術振興等補助金(さが機能性・健康食品開発拠点整備事業)で購入したパソコンが、備品台帳に記載されていなかった。</p> <p>(2) 支出事務に関する取扱い及び備品管理が適正でないものがあった。</p> <p>佐賀県技術振興等補助金(さが機能性・健康食品開発拠点整備事業)で購入した看板の費用を消耗品費で支出していたため、備品台帳に看板の記載がなかった。</p> <p>(3) 補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額確定に伴う報告書が提出されていなかった。</p> <p>補助金交付要綱第9条で、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税</p>		

	<p>額が確定した場合には、速やかに知事に報告することと規定されているが、報告書が提出されていなかった。</p> <p>3 貸付事業は計画どおり完了し、貸付金は、貸付目的に沿って執行され、県に対する負債として適正に管理されていた。</p> <p style="text-align: center;">【佐賀県小規模企業者等設備導入資金（設備貸与事業資金）貸付】 【さが農商工連携応援基金事業資金貸付】 【さが中小企業応援基金事業資金貸付】 【佐賀県小規模企業者等設備導入資金（設備資金貸付事業資金）貸付】 【創造的中小企業創出支援事業費貸付】</p> <p>4 負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。</p> <p style="text-align: center;">【中小企業勤労者福祉サービスセンター事業運営費負担金】</p> <p>5 公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行の一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県地域産業支援センター関係】</p> <p>(1) 指定管理業務について、決算書類で収入内容がわかるような整理を検討されたい。</p> <p style="padding-left: 2em;">指定管理業務について、決算書類では、支出は一般会計の「支援センター管理受託事業支出」にまとめて整理されているが、収入は、指定管理業務以外の収入と合せて整理されているものもある。指定管理業務についての収入内容がわかるよう、決算書類の整理を検討されたい。</p>
<p>監 査 意 見</p>	<p>【佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター関係】</p> <p>○ 施設の利活用向上について</p> <p style="padding-left: 2em;">センター開業後5年を経過し、施設整備については、施設の増築と県が計画した県有ビームライン（6本）の整備が平成22年度で終了している。</p> <p style="padding-left: 2em;">今後は、九州新幹線鹿児島ルートが開業したこともあり、交通の要衝として、地の利を活かした積極的な営業活動を行い、九州内の企業等に専用ビームラインの設置要請や更なる利用推進を図り、利用料金の増収に努められたい。</p>

団 体 名	佐賀県信用保証協会			
所 在 地	佐賀市松原一丁目2番35号			
監査執行年月日	平成23年10月6日			
監 査 執 行 者	監査委員 池田 巧			
財政的援助内容	出資金	基本財産	10,352,283,533円	
		出 資 額	2,700,021,000円	
		出 資 率	26.1%	
	補助金	補助事業名	佐賀県信用保証料補給費補助	
		補助事業費	145,403,438円	
		補助金交付額	145,403,438円	
	損失補償	損失補償事業名	佐賀県中小企業信用保証損失補償	
		補償事業費	416,056,735円	
		補償金交付額	176,968,869円	
平成22年度末 補償残高		6,757,080,000円		
所 管 課	商工課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。 【佐賀県信用保証料補給費補助】</p> <p>3 損失補償事業は計画どおり完了し、補償金は目的に沿って執行されていた。 【佐賀県中小企業信用保証損失補償】</p>			

団 体 名	佐賀県漁業信用基金協会			
所 在 地	佐賀市西与賀町大字厘外821番地2			
監査執行年月日	平成23年10月28日			
監 査 執 行 者	監査委員 池田 巧			
財政的援助内容	出資金	基本財産	622,550,000円	
		出 資 額	236,850,000円	
		出 資 率	38.0%	
	損失補償	損失補償事業名	漁協等経営基盤強化対策事業支援資金融資関連 損失補償	
		平成22年度末 補償残高	191,100,000円	
所 管 課	生産者支援課			
監 査 の 結 果	<p>経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 公印の取扱いで、適正でないものがあつた。 団体の公印取扱規程第2条で、公印として、理事長印、協会印及び監事印が</p>			

	<p>規定されているが、同規程を見直すことなく、「保証審査委員会委員長印」について、公印管理簿を作成し、公印として管理されていた。</p> <p>(2) 違約金で、徴収されていないものがあった。 平成21年度内に納付期日を設定し、平成22年度に納付された未収保証料について、業務方法書第19条第3項に基づく違約金を徴していなかった。</p>
--	--

団 体 名	社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会			
所 在 地	唐津市相賀字神田59番地2			
監査執行年月日	平成23年10月20日			
監査執行者	監査委員 池田 巧			
財政的援助内容	出資金	基本財産	60,000,000円	
		出資額	20,000,000円	
		出資率	33.3%	
	補助金	補助事業名	佐賀県回遊性資源増大パイロット事業費補助	
		補助事業費	15,895,946円	
		補助金交付額	10,262,000円	
	負担金	負担事業名	社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会会費負担	
		負担事業費	15,000,000円	
		負担金交付額	6,250,000円	
所 管 課	水産課			
監査の結果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 会計帳簿の編さんについて、適正でないものがあった。 総勘定元帳が、一般会計と特別会計に分けずに両会計をまとめた形で編さんされていた。</p> <p>(2) 過年度事業未収金（売掛金）の解消に努力されたい。</p> <p style="padding-left: 40px;">平成22年度末未収金残高 10,570,825円 うち、過年度分 914,500円 内訳 平成19年度分 211,000円 平成20年度分 231,000円 平成21年度分 472,500円</p> <p>(3) 種苗生産に係る配布種苗の価格（単価）決定の資料が保存されていなかった。 団体の種苗生産配布要領第5で、「配布種苗の価格（単価）は総会で定める。会員以外に対する価格は、正会員価格を基準に協会の事務局長が定める。」と規定されているが、価格決定の資料が保存されていなかった。</p>			

	<p>(4) 決算資料の表記について、適正でないものがあつた。 決算資料として作成された収支計算書の表記で、一般会計の他会計貸付金の支出額及び回収額とパイロット事業会計の他会計貸付金の支出額及び回収額が一致していなかつた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 【佐賀県回遊性資源増大パイロット事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業の執行で、適正でないものがあつた。</p> <p>① 会計内規第6条で、予算を執行しようとするときは、1件毎に予算執行伺いを作成し、決裁を受けることと規定されているが、同内規上、様式を具体的に規定していないこともあり、事前の決裁を経ずに執行している契約があつた。また、契約書の作成について、法人内で統一されていなかつた。</p> <p>② 会計内規第8条第2項で、単一業者との随意契約によることができるのは、契約金額が10万円を超えない場合の他、地域的特殊事情等により相手方が特定される場合に限ると規定されているが、契約金額が10万円を超え、単一業者との随意契約により契約締結を行っているものについて、その理由が整理、記録されていないものがあつた。</p> <p>③ 納品検収の記録がないまま、支払われているものがあつた。</p> <p>④ 実績報告書で、カサゴの放流に係る賃金(888,000円)を補助対象経費として記載していたが、従事者や従事時間などの積算根拠が明確でなかつた。</p> <p>(2) 補助金の交付請求の時期で、検討を要するものがあつた。 補助金交付要綱第7条で、補助金の概算払ができる旨規定され、補助対象経費の種苗の購入費の支払時期までに、概算払による補助金交付を受けることが可能であつたにもかかわらず、種苗購入費の支払後に、補助金の概算払請求を行っていた。このため、補助事業者は、一般会計から一時的な借入を行い、種苗購入費の支払資金を確保するという不要な経理事務を行っていた。必要な資金の確保のため、概算払制度を有効に活用するよう検討されたい。</p> <p>3 負担事業はおおむね計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿い執行されていた。 【社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会会費負担】</p>
--	---

団 体 名	財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金			
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号			
監査執行年月日	平成23年10月25日			
監 査 執 行 者	監査委員 三 竿 博 史			
財政的援助内容	出資金	基 本 財 産	637,805,000円	
		出 資 額	637,805,000円	
		出 資 率	100.0%	
	交付金	交 付 事 業 名	佐賀県森林・林業・木材産業づくり交付金	
		交 付 事 業 費	864,000円	
		交付金交付額	864,000円	
所 管 課	林業課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 交付金事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 実績報告書の添付書類の記載内容で、不十分なものがあつた。 実績報告書の添付書類である「森林整備・林業等振興推進交付金別紙B」において、事業の成果の記載がされていなかった。</p>			

団 体 名	佐賀県土地開発公社			
所 在 地	佐賀市城内一丁目6番5号			
監査執行年月日	平成23年 9月30日			
監 査 執 行 者	監査委員 池 田 巧			
財政的援助内容	出資金	基 本 財 産	30,000,000円	
		出 資 額	30,000,000円	
		出 資 率	100.0%	
	貸付金	貸 付 事 業 名	吉野ヶ里ニュー・テクノパーク造成事業資金貸付 (平成2年度貸付)	
		平成22年度末 貸付残高	3,370,000,000円	
所 管 課	土地対策課、企業立地課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 財務諸表の財産目録において誤りがあつた。 固定資産の「投資その他の資産における投資有価証券」に係る金額の記載を誤っていた。</p> <p>(2) 会計規程の遵守や見直しを要するものがあつた。 佐賀県土地開発公社会計規程に誤りがあるものや、同規程に沿った事務処理が行われていないものがあつた。</p>			

	<p>2 貸付事業は、貸付目的に沿って執行されており、貸付金は、県に対する負債として適正に管理されていた。</p> <p style="text-align: right;">【吉野ヶ里ニュー・テクノパーク造成事業資金貸付】</p>
--	--

団 体 名	佐賀県住宅供給公社		
所 在 地	佐賀市城内一丁目6番5号		
監査執行年月日	平成23年 9月30日		
監 査 執 行 者	監査委員 池 田 巧		
財政的援助内容	出資金	基本財産	5,000,000円
		出 資 額	5,000,000円
		出 資 率	100.0%
	貸付金	貸付事業名	佐賀県住宅供給公社経営支援資金貸付 (平成18年度貸付)
平成22年度末 貸付残高		1,100,000,000円	
所 管 課	建築住宅課		
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 廃止された組織について、設置要領に規定されたままとなっていたものがあった。</p> <p>佐賀県住宅供給公社住宅管理課分室設置要領により、団体の住宅管理課分室の設置が規定されているが、鳥栖分室は平成21年度に廃止され、分室の組織は全て廃止されているにもかかわらず、当該設置要領は廃止されておらず、鳥栖分室の設置についても規定されたままとなっていた。</p> <p>2 貸付事業は、貸付目的に沿って執行されており、貸付金は、県に対する負債として適正に管理されていた。</p> <p style="text-align: right;">【佐賀県住宅供給公社経営支援資金貸付】</p>		
監 査 意 見	<p>○ 住宅供給公社の最終損失の縮小に向けた取組の推進について</p> <p>団体においては、住宅供給を取り巻く環境の変化等もあり、平成17年10月に「佐賀県住宅供給公社経営改革計画」が策定され、保有する分譲地の早期完売と完売時の団体の解散、完売目標時(平成35年度)の最終損失20億円等が計画されており、この計画に基づき、経営改革が進められてきたところである。</p> <p>現状は、分譲地販売が計画以上に進み、最終損失額のかかりの縮小も見込まれる状況にある。引き続き分譲地の早期完売に努めるなど、最終損失の縮小に向けた取組を積極的に推進されたい。</p>		

団 体 名	財団法人嘉瀬川水辺環境整備センター		
所 在 地	佐賀市鍋島町大字蛸久字岸川1502番地の2先		
監査執行年月日	平成23年10月18日		
監 査 執 行 者	監査委員 池 田 巧		
財政的援助内容	出資金	基 本 財 産	10,000,000円
		出 資 額	5,000,000円
		出 資 率	50.0%
所 管 課	河川砂防課		
監 査 の 結 果	<p>経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 契約事務について、適正でないものがあつた。</p> <p>会計規程で、契約方法は「佐賀県が行う契約の例による。」と規定されているにもかかわらず、契約書が作成されず請書で処理されているものがあつた。</p>		

団 体 名	財団法人佐賀県緑化流通センター			
所 在 地	佐賀市高木瀬町東高木764-1			
監査執行年月日	平成23年10月18日			
監 査 執 行 者	監査委員 三 竿 博 史			
財政的援助内容	出資金	基 本 財 産	20,000,000円	
		出 資 額	5,000,000円	
		出 資 率	25.0%	
	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県緑化センター	
		委 託 額	4,292,000円	
所 管 課	森林整備課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 公の施設の管理は、おおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 協定書に定める個人情報の管理体制等報告書が、提出されていなかった。</p> <p>管理運営に関する協定書の別記2の個人情報取扱特記事項第2に規定する個人情報の管理体制等報告書が、県に提出されていなかった。</p> <p>(2) 指定管理業務について、決算書類で収支内容がわかるよう整理されたい。</p> <p>指定管理業務の収支について、決算書類では、事業実施会計の委託事業のなかで、他の公益事業とまとめて整理されている。指定管理業務については、決算書類で収支内容についてもわかるよう整理されたい。</p>			

団 体 名	佐賀県道路公社			
所 在 地	佐賀市城内一丁目6番5号			
監査執行年月日	平成23年 9月30日			
監 査 執 行 者	監査委員 池 田 巧			
財政的援助内容	出資金	基本財産	9,890,000,000円	
		出 資 額	7,490,000,000円	
		出 資 率	75.7%	
	債務保証	債務保証事業名	政府、公営企業金融公庫又は金融機関が佐賀県道路公社に融資する道路事業資金に対する債務保証	
		平成22年度末保証残高	8,470,483,548円	
	貸付金	貸付事業名	有料道路運営資金貸付(昭和54年度貸付)	
平成22年度末貸付残高		449,762,992円		
所 管 課	道路課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 貸付事業は、貸付目的に沿って執行されており、貸付金は、県に対する負債として適正に管理されていた。</p>			

団 体 名	財団法人佐賀県体育協会			
所 在 地	佐賀市日の出二丁目1番11号			
監査執行年月日	平成23年10月20日			
監 査 執 行 者	監査委員 田 中 俊 雄			
財政的援助内容	出資金	基本財産	318,645,444円	
		出 資 額	100,000,000円	
		出 資 率	31.4%	
	補助金	補助事業名	(財)佐賀県体育協会運営事業費補助	
		補助事業費	79,773,740円	
		補助金交付額	74,326,000円	
		補助事業名	各種競技大会派遣事業費補助(国民体育大会第30回九州ブロック大会派遣事業費補助)	
		補助事業費	22,633,353円	
		補助金交付額	22,633,353円	
		補助事業名	各種競技大会派遣事業費補助(第65回国民体育大会派遣事業費補助)	
		補助事業費	33,839,362円	
		補助金交付額	33,839,362円	
		補助事業名	各種競技大会派遣事業費補助(第66回国民体育大会冬季大会派遣事業費補助)	
補助事業費	4,019,995円			
補助金交付額	4,019,995円			

	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県総合運動場、佐賀県総合体育館、市村記念 体育館
		委 託 額	188,902,000円
所 管 課	体育保健課		
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) スポーツ振興基金について、不適正な取扱いがあった。 スポーツ振興基金の平成21年度基金取崩し（県出捐分）については、団体は県教育委員会の承認時に取崩し結果の報告が義務付けられていたにもかかわらず、県教育委員会への報告が遅れていた。 また、基金取崩しのうち、平成21年度国民体育大会派遣費用の執行残額は、平成22年度にスポーツ振興基金に繰入されていたが、繰入額の帰属が明確に処理されていなかった。</p> <p>(2) 賛助会員制度導入について、対応方針を検討されたい。 賛助会員制度導入を、平成21年6月の理事会で決定しているが、実現できていない状況である。賛助会員制度導入について、対応方針を検討されたい。</p> <p>(3) 特定資産の処分において、寄附行為に即した処理がなされていないものがあった。 決算において、特定資産のうち退職給与引当資産を全額処分し、流動資産に繰り入れられていたが、団体の寄附行為第13条に基づく理事会及び評議員会の議決並びに教育委員会の承認を得ていなかった。</p> <p>(4) 会計処理で、適正でないものがあった。 流動資産の普通預金のうち、一部を未収金として計上したものがあつた。</p> <p>2 補助事業はおおむね計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p> <p>【(財)佐賀県体育協会運営事業費補助】 【各種競技大会派遣事業費補助 (国民体育大会第30回九州ブロック大会派遣事業費補助)】 【各種競技大会派遣事業費補助 (第65回国民体育大会派遣事業費補助)】 【各種競技大会派遣事業費補助 (第66回国民体育大会冬季大会派遣事業費補助)】</p> <p>3 公の施設の管理はおおむね適正に行われていた。 【佐賀県総合運動場、佐賀県総合体育館、市村記念体育館】</p>		

2 補助金等交付団体

団 体 名	学校法人鳥栖学園（駒鳥幼稚園、布津原幼稚園）		
所 在 地	鳥栖市土井町262番地2		
監査執行年月日	平成23年 8月 4日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立幼稚園運営費補助
		補助事業費	135,953,046円
		補助金交付額	55,584,000円
		補助事業名	佐賀県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助
		補助事業費	3,432,416円
		補助金交付額	3,219,000円
		補助事業名	佐賀県私立幼稚園特別支援教育費補助
補助事業費	15,865,245円		
補助金交付額	3,312,000円		
所 管 課	こども未来課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	学校法人光生学園（光生幼稚園・神埼幼稚園）		
所 在 地	佐賀市兵庫町大字瓦町383番地		
監査執行年月日	平成23年 8月 2日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立幼稚園運営費補助
		補助事業費	115,664,051円
		補助金交付額	54,979,000円
所 管 課	こども未来課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助金交付申請書及び実績報告書で、適正でないものがあった。 補助金交付申請書添付の収支予算書の支出予算額は、補助対象外経費を含めない額である旨記載されていたが、補助金交付要綱第4条別表で定められた補助活動経費など補助対象外経費を含めて記載されていた。また、実績報告においても同様の誤りがあった。</p>		

団 体 名	学校法人大隈記念早稲田佐賀学園 (早稲田佐賀高等学校・早稲田佐賀中学校)		
所 在 地	唐津市東城内7番1号		
監査執行年月日	平成23年10月25日		
監査執行者	監査委員 田中俊雄 稲富正敏		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助
		補助事業費	412,900,265円
		補助金交付額	76,162,000円
所 管 課	こども未来課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	菖蒲自治会 (菖蒲公民館)		
所 在 地	唐津市鎮西町菖蒲2920番地2		
監査執行年月日	平成23年 7月27日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県廃棄物処理施設整備関連唐津市鎮西町地域振興特別助成
		補助事業費	26,698,500円
		補助金交付額	6,600,000円
所 管 課	循環型社会推進課		
監査の結果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 助成事業に係る経費が、補助事業者の予算及び決算に計上されていなかった。</p> <p>助成事業(公民館の建築)に係る経費が、補助事業者の予算及び決算に計上されていなかった。</p>		

団 体 名	株式会社ナラタ (白石リサイクルセンター)		
所 在 地	唐津市宇木435番地1		
監査執行年月日	平成23年 7月27日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県リサイクル産業育成支援事業費補助
		補助事業費	44,100,000円
		補助金交付額	10,000,000円
所 管 課	循環型社会推進課		

監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。
-----------	--

団 体 名	株式会社三協環境開発		
所 在 地	武雄市北方町大字志久815番地1		
監査執行年月日	平成23年 8月11日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県産業廃棄物処理適正管理推進事業費補助
		補助事業費	6,647,648円
		補助金交付額	3,000,000円
所 管 課	循環型社会推進課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社団法人佐賀県産業廃棄物協会		
所 在 地	佐賀市天神二丁目4-23		
監査執行年月日	平成23年 9月20日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県電子マニフェスト等適正管理促進事業費補助
		補助事業費	4,000,000円
		補助金交付額	4,000,000円
所 管 課	循環型社会推進課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会		
所 在 地	佐賀市鬼丸町7番18号		
監査執行年月日	平成23年10月12日		
監 査 執 行 者	監査委員 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県社会福祉協議会運営事業(県単)補助
		補助事業費	28,507,690円
		補助金交付額	25,130,000円
		補助事業名	佐賀県セーフティネット支援対策等事業費補助(地域福祉増進事業費)
		補助事業費	79,137,496円
		補助金交付額	71,210,000円

		補助事業名	佐賀県生活福祉資金貸付事業相談員設置費補助
		補助事業費	37,693,000円
		補助金交付額	37,693,000円
所 管 課	地域福祉課		
監 査 の 結 果	<p>1 補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県社会福祉協議会運営事業（県単）補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付要綱に定める取扱いで、交付条件どおりに実施されていないものがあった。</p> <p>補助対象である常勤役員が年度中に交代されているが、補助金交付要綱に定める知事への協議記録が保存されていなかった。</p> <p>【佐賀県セーフティネット支援対策等事業費補助金関係】</p> <p>(1) 貸付金に係る収入未済額の解消に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活福祉資金貸付金 <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度末償還滞納額 338,100,423円 ・ 臨時特例つなぎ資金 <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度末償還滞納額 943,820円 <p>(2) 委託契約書の契約締結日が記載されていないものがあった。</p> <p>日常生活自立支援事業の一部業務が、佐賀市、唐津市、鳥栖市、伊万里市及び鹿島市の各社会福祉協議会へ委託されているが、唐津市を除く社会福祉協議会との委託契約書において、契約締結年月日の記載がなかった。</p> <p>【佐賀県生活福祉資金貸付事業相談員設置費補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業の執行について、適正でないものがあった。</p> <p>事業主体は、補助事業者であり、補助金交付要綱で、市町分については市町社会福祉協議会に委託する経費と定められているが、補助金として交付されていた。</p> <p>(2) 補助金の請求方法について、検討を要するものがあった。</p> <p>平成22年4月に当初交付決定を受けているにもかかわらず、補助金は、平成23年1月で変更交付決定を受けた後、平成23年2月に全額概算払で受領していた。当該補助金は人件費補助も含まれることから、補助事業が効果的に機能し、補助事業者の負担軽減を図るためにも、補助金の概算払請求方法等を検討されたい。</p>		

団 体 名	医療法人透現（介護老人保健施設白い石）		
所 在 地	杵島郡白石町遠ノ江187番地13		
監査執行年月日	平成23年 6月29日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県介護基盤緊急整備等特別対策事業（既存施設のスプリンクラー整備支援特別対策事業）補助
		補助事業費	46,544,804円
		補助金交付額	46,544,000円
所 管 課	長寿社会課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人聖仁会 (軽費老人ホーム(ケアハウス)すみれ園、特別養護老人ホームすみれ園)		
所 在 地	杵島郡大町町大字福母3031番地1		
監査執行年月日	平成23年 8月11日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県軽費老人ホーム事務費補助
		補助事業費	19,247,056円
		補助金交付額	12,722,000円
		補助事業名	佐賀県介護基盤緊急整備等特別対策事業（既存施設のスプリンクラー整備支援特別対策事業）補助
		補助事業費	40,687,500円
		補助金交付額	40,687,000円
所 管 課	長寿社会課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人真栄会 (軽費老人ホーム(ケアハウス)ゆとり、特別養護老人ホームこすもす苑)		
所 在 地	神崎市千代田町詫田983番地		
監査執行年月日	平成23年 8月17日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県軽費老人ホーム事務費補助
		補助事業費	17,056,011円
		補助金交付額	13,156,000円

		補助事業名	佐賀県介護基盤緊急整備等特別対策事業（既存施設のスプリンクラー整備支援特別対策事業）補助
		補助事業費	40,575,578円
		補助金交付額	39,338,000円
所管課	長寿社会課		
監査の結果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県軽費老人ホーム事務費補助金関係】</p> <p>(1) 利用者の収入認定において、適正でないものがあった。</p> <p>利用者から徴収される事務費徴収額は、本人の前年の対象収入によって決定され、この対象収入は、前年の収入から必要経費を控除し算定されるが、必要経費の取扱いが誤っているものがあった。</p> <p>収入認定については、適正に実施されたい。</p>		

団体名	社会福祉法人清水福祉会 (軽費老人ホーム(ケアハウス)アミジア、養護老人ホームけいこう園)		
所在地	小城市小城町820番地		
監査執行年月日	平成23年 9月27日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県軽費老人ホーム事務費補助
		補助事業費	45,586,768円
		補助金交付額	26,742,000円
		補助事業名	佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助
		補助事業費	190,908,311円
		補助金交付額	140,210,000円
所管課	長寿社会課		
監査の結果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県軽費老人ホーム事務費補助金関係】</p> <p>(1) 利用者の収入認定において、適正でないものがあった。</p> <p>県では、遡及して支払われた年金については、利用者の収入には含めないことと通知していたが、収入として認定されていたため、利用者からの事務費徴収額を過大に徴収しているものがあった。</p>		

団 体 名	社会福祉法人恩賜財団済生会支部佐賀県済生会 (軽費老人ホーム(ケアハウス) 寿楽荘)		
所 在 地	唐津市西旗町817番地		
監査執行年月日	平成23年 9月 8日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県軽費老人ホーム事務費補助
		補助事業費	46,685,462円
		補助金交付額	32,587,000円
所 管 課	長寿社会課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人凌友会(軽費老人ホーム(ケアハウス)はがくれの郷)		
所 在 地	佐賀市久保泉町大字川久保1986番地		
監査執行年月日	平成23年10月 3日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県軽費老人ホーム事務費補助
		補助事業費	48,502,371円
		補助金交付額	29,649,000円
所 管 課	長寿社会課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人天寿会(軽費老人ホーム(ケアハウス)大地)		
所 在 地	多久市北多久町大字小侍132番地6		
監査執行年月日	平成23年10月 5日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県軽費老人ホーム事務費補助
		補助事業費	43,590,840円
		補助金交付額	18,852,000円
所 管 課	長寿社会課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助金の返還を要するものがあった。</p> <p>① 利用者の対象収入の認定事務で、誤りがあった。</p> <p>佐賀県軽費老人ホーム事務費補助事業の補助金額は、補助対象の事務費の実支出額と県の要綱に基づき算定された事務費の年間合算額(事務費基</p>		

	<p>準額)とのいずれか少ない方の額から、本人から徴収した事務費徴収額(以下「サービス提供料」という。)を控除し得られた額を基本とし、決定される。利用者本人から徴収されるサービス提供料は、本人の前年の対象収入によって決定されるが、対象収入の確認において誤りがあり、その結果、サービス提供料が過少となり、補助金を過大に受領していた。</p> <p>このため、補助金の返還を要することとなっていた。収入認定は厳格に実施されたい。</p> <p>② 民間施設給与等改善額の加算率の算定で、誤りがあった。 勤続年数の記載誤りや平均年数の算定(端数処理)を誤っているものがあった。更に、算定表の様式を取り違えて作成していたため、民間施設給与等改善費を過大に算定し、補助金を過大に受領していた。 このため、補助金の返還を要することになっていた。</p>
--	--

団 体 名	社会福祉法人若楠 (重症心身障害児施設若楠療育園、知的障害者入所(通所)授産施設青葉園、共同生活援助(介護)事業所青葉ホーム、知的障害者入所更生施設若木園、知的障害者通所授産施設どんぐり村)		
所 在 地	鳥栖市弥生が丘二丁目134番地		
監査執行年月日	平成23年 7月19日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県障害者自立支援基金特別対策事業費(基盤整備事業等)補助
		補助事業費	22,192,380円
		補助金交付額	20,000,000円
		補助事業名	佐賀県障害福祉関係施設整備費補助
		補助事業費	45,202,500円
		補助金交付額	19,000,000円
		補助事業名	佐賀県福祉・介護職員処遇改善事業助成
		補助金交付額	18,911,497円
所 管 課	障害福祉課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業はおおむね計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金関係】</p> <p>(1) 事業の執行で、補助金交付要綱に定める工事着工報告書、工事進捗状況報告書が提出されていないものがあった。</p>		

団 体 名	社会福祉法人めぐみ厚生センター (知的障害者入所更生施設めぐみ園、富士学園、児童デイサービス事業所はっぴい、生活介護事業所どりいむ、ウイズ富士、共同生活援助(介護)事業所ピースハイム金立)		
所 在 地	佐賀市緑小路1番3号		
監査執行年月日	平成23年10月17日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県障害者自立支援基金特別対策事業費(基盤整備事業等)補助
		補助事業費	42,055,018円
		補助金交付額	20,000,000円
		補助事業名	佐賀県福祉・介護職員処遇改善事業助成
		補助事業費	19,339,000円
		補助金交付額	18,644,757円
所 管 課	障害福祉課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人東方会 (障害者支援施設瑠璃光苑、生活介護事業所デイサポート瑠璃光苑、就労継続支援B型事業所Jobセンターピシャツと)		
所 在 地	伊万里市二里町大里乙403番地1		
監査執行年月日	平成23年10月3日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県福祉・介護職員処遇改善事業助成
		補助事業費	13,567,317円
		補助金交付額	13,481,223円
所 管 課	障害福祉課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人あやめ会 (生活介護事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援B型事業所太陽社)		
所 在 地	唐津市久里2073番地2		
監査執行年月日	平成23年10月11日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県脱石油・省資源型設備導入費補助
		補助事業費	15,750,000円
		補助金交付額	4,125,000円

所 管 課	障害福祉課
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 理事会等での承認がないまま、補助金交付申請が行われていた。 理事会及び評議員会で事業計画について承認を得ないまま、補助金交付申請が行われていた。 法人の意思決定を行ったうえで、補助金の交付申請を行われたい。</p> <p>(2) 補助金交付申請書が、提出期限後に提出されていた。 補助金交付申請書の日付が、提出期限日の日付に遡って提出されていた。</p>

団 体 名	特定非営利活動法人つくしのさと（共同生活援助事業所つくしんぼ）		
所 在 地	武雄市北方町大字志久1241番地4		
監査執行年月日	平成23年10月14日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県障害者就労訓練設備等整備事業補助 (グループホーム等改修事業)
		補助事業費	7,800,000円
		補助金交付額	4,500,000円
所 管 課	障害福祉課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人鹿爽会（共同生活介護事業所ホームさわやか）		
所 在 地	鹿島市浜町甲3829番地9		
監査執行年月日	平成23年10月7日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県障害福祉関係施設整備費補助
		補助事業費	35,343,000円
		補助金交付額	20,500,000円
所 管 課	障害福祉課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人このめ会 (就労継続支援B型事業所このめの里)		
所 在 地	嬉野市嬉野町大字下宿甲2094番地15		
監査執行年月日	平成23年10月19日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県就労継続支援事業大規模生産設備整備事業補助
		補助事業費	28,297,885円
		補助金交付額	28,297,000円
所 管 課	障害福祉課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人慈光会 (知的障害者援護施設あすなの里、就労継続支援B型事業所やきものの里、共同生活介護事業所楠風の里)		
所 在 地	西松浦郡有田町二ノ瀬甲1230番地1		
監査執行年月日	平成23年 8月18日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県就労継続支援事業大規模生産設備整備事業補助
		補助事業費	25,769,850円
		補助金交付額	24,500,000円
		補助事業名	佐賀県福祉・介護職員処遇改善事業助成
		補助事業費	9,320,479円
		補助金交付額	8,914,354円
所 管 課	障害福祉課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	医療法人唐虹会 (旧医療法人唐虹会進藤病院) (虹と海のホスピタル)		
所 在 地	唐津市原1015番地		
監査執行年月日	平成23年 6月24日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県医療施設耐震改修事業費補助
		補助事業費	527,163,535円
		補助金交付額	147,331,000円
所 管 課	医務課		

監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。
-------	--

団体名	医療法人春陽会（上村病院愛里巣保育所）		
所在地	佐賀市兵庫町大字淵1903番地1		
監査執行年月日	平成23年 6月16日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県病院内保育所運営事業費補助
		補助事業費	26,495,847円
		補助金交付額	4,969,000円
所管課	医務課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	社団法人緑生館（医療福祉専門学校緑生館）		
所在地	鳥栖市西新町1428番地の566		
監査執行年月日	平成23年10月17日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県看護師等養成所運営費補助
		補助事業費	191,727,701円
		補助金交付額	16,746,000円
所管課	医務課		
監査の結果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 給与規程で、改正を要するものがあった。</p> <p>給与規程第21条(役職手当)に規定する別表4が定められていなかった。別表4を定める等、給与規程を整備されたい。</p>		

団体名	社団法人巨樹の会（新武雄病院）		
所在地	山口県下関市今浦町9番6号		
監査執行年月日	平成23年10月19日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業費補助
		補助事業費	3,886,700円
		補助金交付額	3,886,000円

所 管 課	健康増進課
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。

団 体 名	千寿製薬株式会社（生産本部 唐津工場）		
所 在 地	大阪府大阪市中央区平野町二丁目5番8号		
監査執行年月日	平成23年10月7日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県工場等立地促進補助
		補助事業費	4,300,243,773円
		補助金交付額	1,007,000,000円
所 管 課	企業立地課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	株式会社佐賀鉄工所（多久工場）		
所 在 地	佐賀市神園一丁目5番30号		
監査執行年月日	平成23年10月12日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県工場等立地促進補助
		補助事業費	6,377,310,123円
		補助金交付額	517,684,000円
所 管 課	企業立地課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	日本生活協同組合連合会（鳥栖冷凍流通センター）		
所 在 地	東京都渋谷区渋谷3丁目29番8号		
監査執行年月日	平成23年10月5日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県物流施設立地促進補助
		補助事業費	8,474,331,346円
		補助金交付額	186,351,000円
所 管 課	企業立地課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	フリービット株式会社 (SiLK Hotlines)		
所 在 地	東京都渋谷区円山町3番6号		
監査執行年月日	平成23年10月14日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県ビジネス支援サービス業立地促進補助
		補助事業費	92,044,270円
		補助金交付額	48,622,000円
所 管 課	企業立地課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	職業訓練法人鹿島藤津高等職業訓練運営会 (鹿島総合技能専門学院)		
所 在 地	鹿島市大字高津原字谷頭1727番地		
監査執行年月日	平成23年 6月20日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県認定職業訓練運営費補助
		補助事業費	7,771,930円
		補助金交付額	4,454,000円
所 管 課	雇用労働課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助事業の実績が、過少に報告されているものがあった。</p> <p>補助対象経費である訓練生研修費(修学旅行)に係る経費が、補助金を充当した額150,000円で報告され、実績額と一致していなかった。</p> <p>補助事業者の管理運営規程で、修学旅行参加費については、会費として納付することとなっていることから、修学旅行に係る経費についても、収支予算書・決算書に計上すべきである。</p>		

団 体 名	佐賀北部地域有害鳥獣(猪)広域駆除対策協議会		
所 在 地	佐賀市栄町1番1号		
監査執行年月日	平成23年10月25日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県イノシシ被害防止対策事業費補助
		補助事業費	15,907,000円
		補助金交付額	3,248,406円
所 管 課	生産者支援課		

監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 実績報告書が、役員として承認されていない者から提出されていた。</p>
-----------	---

団 体 名	神埼郡森林組合		
所 在 地	神崎市脊振町広滝547番地8		
監査執行年月日	平成23年10月31日		
監 査 執 行 者	監査委員 三 竿 博 史		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県造林事業補助
		補 助 事 業 費	19,232,000円
		補助金交付額	7,692,800円
		補 助 事 業 名	佐賀県侵入竹林等緊急整備事業費補助
		補 助 事 業 費	9,358,753円
		補助金交付額	9,336,000円
所 管 課	林業課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県侵入竹林等緊急整備事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業の進行管理において、適正でないものがあった。</p> <p>佐賀県侵入竹林等緊急整備事業実施要領の運用の「2写真管理基準」に規定されている1施工地の撮影箇所数について、基準を下回る撮影箇所数となっていたものがあった。</p>		

団 体 名	佐賀中部森林組合		
所 在 地	多久市東多久町大字別府2378番地3		
監査執行年月日	平成23年 7月22日		
監査執行者(書面)	監査委員 池 田 巧 田 中 俊 雄 三 竿 博 史		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県造林事業補助
		補 助 事 業 費	14,495,900円
		補助金交付額	6,058,260円
		補 助 事 業 名	佐賀県侵入竹林等緊急整備事業費補助
		補 助 事 業 費	9,358,991円
		補助金交付額	9,336,000円
所 管 課	林業課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p>		

	<p>【佐賀県侵入竹林等緊急整備事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業の進行管理において、適正でないものがあった。 佐賀県侵入竹林等緊急整備事業実施要領の運用の「2写真管理基準」に規定されている1施工地の撮影箇所数について、基準を下回る撮影箇所数となっていたものがあった。</p>
--	--

団 体 名	鳥栖市森林組合		
所 在 地	鳥栖市宿町1118番地		
監査執行年月日	平成23年 6月29日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県侵入竹林等緊急整備事業費補助
		補助事業費	7,070,000円
		補助金交付額	7,070,000円
所 管 課	林業課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助対象経費の契約事務において、不適切なものがあった。</p> <p>① 伐採業務委託契約書に、契約書第1条に規定の仕様書が定められていなかった。</p> <p>② 伐採業務の完了検査の記録(検査調書等)が作成されていなかった。</p> <p>(2) 実績報告書の記載内容で、誤りのあるものがあった。 事業費の実績報告額は、補助事業者が購入した消耗品費等や委託業者へ支払った委託金額(契約額)の合計額を記載すべきところ、委託金額については、委託業者が自社の職員に支払った賃金や社会保険料等のデータを入手し、これを元に算定した実態と異なった金額を報告していた。</p>		

団 体 名	川上南部土地改良区		
所 在 地	佐賀市大和町大字尼寺1870番地		
監査執行年月日	平成23年 9月27日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助
		補助事業費	11,200,000円
		補助金交付額	7,840,000円
所 管 課	農地整備課		

監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。
-------	--

団体名	大詫間土地改良区		
所在地	佐賀市川副町大字大詫間484番地		
監査執行年月日	平成23年10月27日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助
		補助事業費	8,000,000円
		補助金交付額	5,200,000円
所管課	農地整備課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	白石土地改良区		
所在地	杵島郡白石町大字遠江574番地2		
監査執行年月日	平成23年10月20日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助
		補助事業費	17,180,000円
		補助金交付額	12,026,000円
所管課	農地整備課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	旅行計画株式会社		
所在地	東京都江東区木場3丁目14番4号		
監査執行年月日	平成23年10月25日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	平成22年度佐賀県誘客連携促進事業費補助
		補助事業費	11,937,000円
		補助金交付額	11,937,000円
所管課	空港・交通課		

監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助金交付申請書の提出が遅延しているものがあった。</p> <p>佐賀県誘客連携促進事業費補助金交付要綱第4条（補助金の交付申請）第4項において、有明佐賀空港発着便の利用日により補助金交付申請書の提出時期が各々規定されているが、5件の補助金交付申請書のうち、2件の補助金交付申請書の提出が遅延していた。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <thead> <tr> <th>有明佐賀空港発着便の利用□</th> <th>補助金交付要綱上の申請書提出時期</th> <th>申請書の提出日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年4月1日 ～6月30日</td> <td>平成22年 7月1日～31日</td> <td>平成22年 9月28日</td> </tr> <tr> <td>平成22年10月1日～ 12月31日</td> <td>平成23年 1月1日～31日</td> <td>平成23年 3月16日</td> </tr> </tbody> </table>	有明佐賀空港発着便の利用□	補助金交付要綱上の申請書提出時期	申請書の提出日	平成22年4月1日 ～6月30日	平成22年 7月1日～31日	平成22年 9月28日	平成22年10月1日～ 12月31日	平成23年 1月1日～31日	平成23年 3月16日
有明佐賀空港発着便の利用□	補助金交付要綱上の申請書提出時期	申請書の提出日								
平成22年4月1日 ～6月30日	平成22年 7月1日～31日	平成22年 9月28日								
平成22年10月1日～ 12月31日	平成23年 1月1日～31日	平成23年 3月16日								

団 体 名	西肥自動車株式会社		
所 在 地	長崎県佐世保市白南風町8番17号		
監査執行年月日	平成23年 7月 7日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県バス運行対策費補助（生活交通路線維持費補助（路線維持費補助））
		補助事業費	10,267,000円
		補助金交付額	5,133,000円
所 管 課	地域交通対策室		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	九州旅客鉄道株式会社（佐賀駅）		
所 在 地	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号		
監査執行年月日	平成24年 1月26日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県鉄道駅耐震補強事業費補助
		補助事業費	96,842,059円
		補助金交付額	16,140,000円
所 管 課	地域交通対策室		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	佐賀県高等学校体育連盟		
所 在 地	佐賀市南佐賀三丁目11番15号		
監査執行年月日	平成23年 6月27日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	全国高等学校総合体育大会派遣事業費補助
		補助事業費	65,265,765円
		補助金交付額	6,000,000円
		補助事業名	佐賀県25全国高校総体競技力向上推進費補助
		補助事業費	14,730,409円
		補助金交付額	12,800,000円
所 管 課	体育保健課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【全国高等学校総合体育大会派遣事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業の実施方法について、適正でないものがあつた。 全国高等学校総合体育大会派遣事業は、県補助金、補助事業者負担金及び学校負担金(部活動費)による直接事業となっている。しかし、実際の事業の実施については、補助事業者は、学校に当補助金及び補助事業者負担金を支援し、学校において学校負担金とともに学校で事業が実施されており、事業の実態は補助事業者の直接事業となっていなかった。</p> <p>(2) 派遣事業費の配分方法について、不明確となつていたものがあつた。 全国高等学校総合体育大会派遣事業費は、各高校の選手派遣費用の実績をもとに各高校への配分額が決定されている。この配分額については、補助対象とする泊数、冬季大会の場合など、一定の配分方法をもとに積算しているが、その配分方法が文書で整理されておらず、保存されている資料のみでは、各高校の実績額から配分額がどのように決定されているか不明確なものがあつた。また、そのため、実績額のうち、実際の補助対象経費額が不明確となつていた。</p> <p>(3) 実績報告書の派遣事業費が誤つていた。 派遣事業費は、県費補助金、高体連支出金(本部役員派遣費)及び学校負担金(選手派遣費)で構成されているが、学校負担金を実績額で書くべきところ、補助金交付申請時の額を記載していたため、実績報告書の派遣事業費が誤つていた。</p> <p>【佐賀県25全国高校総体競技力向上推進費補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業の執行で、適正でないものがあつた。 当補助金は、連盟事務局から各専門部に配分され、専門部が補助事業を実施していたが、経理事務処理において、適正でないものがあつた。また、県の補助金交付要綱で、各経費毎に補助対象単価が定められており、補助対象単価による補助対象限度額を超過する場合は、超過分を補助対象外経費として取り扱う必要があるが、連盟事務局から各専門部への指導が不足し、また、証拠書類</p>		

	<p>の確認は不十分で、補助対象経費の把握がなされていなかった。各専門部に対し、補助金交付要綱に沿った事務処理の徹底を指導されるとともに、証拠書類等による補助対象経費の確認を徹底されたい。</p> <p>(2) 補助事業費について、決算額と実績報告額とが一致していなかった。 実績報告書で、補助対象事業は、補助事業者が自ら実施する事業である旨報告され、事業費については、参加者負担金や他団体補助金で実施した事業費を含めた額を記載していたが、決算書においては、当補助事業の事業費は、収入、支出共に、県補助金相当のみ計上されており、実績報告額と一致していなかった。</p>
--	---

団 体 名	宗教法人唐津神社		
所 在 地	唐津市南城内3番13号		
監査執行年月日	平成23年 6月24日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県文化財保存事業補助
		補助事業費	25,932,000円
		補助金交付額	4,322,000円
所 管 課	社会教育・文化財課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助事業に要した経費が決算書に計上されていなかった。 佐賀県文化財保存事業補助金を活用し曳山の修理を行っているが、その補助金等の収入、支出が補助事業者の決算書に計上されていなかった。</p> <p>(2) 補助金交付団体の代表者ではない者から補助金変更承認申請書等が提出されていた。 代表者が平成22年12月に交代しているにもかかわらず、前の代表者名で、補助金変更承認申請書等を提出していた。</p> <p>(3) 補助事業の契約事務について、適正でないものがあった。 保存補修業務請負契約の契約約款第31条に基づき、乙(請負者)は、工事が完成したときは、その旨を甲(発注者)に通知しなければならないが、当法人は、請負業者から工事完成通知を提出させないまま、工事検査を行っていた。</p> <p>(4) 別の団体が執行した補助事業の契約事務処理に係る業務委任等の手続書類が整備されていなかった。 保存補修業務などにおいて、指名競争入札の業者選定や予定価格の作成、完了検査などの補助事業の契約に係る事務処理を、別団体が行っていたが、業務</p>		

	委任の手續きに係る書類が整備されていなかった。
--	-------------------------

団 体 名	第5回食育推進全国大会佐賀県実行委員会		
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	平成23年 8月 8日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	第5回食育推進全国大会佐賀県実行委員会負担金
		負担事業費	50,314,444円
		負担金交付額	50,314,444円
所 管 課	くらしの安全安心課		
監 査 の 結 果	<p>負担事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 助成金の変更承認申請に対し、承認通知を行っていなかったものがあった。</p> <p>平成22年度第5回食育推進全国大会催事経費助成金について、変更承認申請書と実績報告書が同日付で実行委員会に提出されていたが、実績報告書に対する額の確定通知のみが実施され、変更承認申請書に対する実行委員会の承認通知を行っていなかったものがあった。</p>		

団 体 名	第5回3R推進全国大会実行委員会		
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	平成23年 8月 4日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	第5回3R推進全国大会実行委員会負担金
		負担事業費	13,001,307円
		負担金交付額	5,500,000円
所 管 課	循環型社会推進課		
監 査 の 結 果	<p>負担事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 実行委員会の運営で、規約等の整備が不十分なものがあった。</p> <p>事務処理に当たって必要な諸規程(会計規程、決裁規定)が未整備で、補正予算の未提出や予算の執行限度額及び流用手続きなど、責任の所在や意思決定過程が明確となっていなかった。</p>		

団 体 名	新幹線さが未来づくり協議会		
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	平成23年 9月30日		
監査執行者	監査委員 田中俊雄		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	新幹線さが未来づくり協議会負担金
		負担事業費	(平成22年度内支出額) 24,951,966円 (平成23年度への繰越額) 5,954,735円
		負担金交付額	26,400,000円
所 管 課	新幹線活用・整備推進課		
監査の結果	負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。		
監査意見	<p>○ 事務局規程及び会計規程の見直しについて</p> <p>当協議会の会計規程では、予算の執行及び予算流用権限が金額の多少にかかわらず、すべて事務局長でできることとなっている。また、事務局規程では、「事務局長は、協議会に関するすべての事務について、専決することができる。」と規定され、事務局長に権限が集中している。</p> <p>県では、平成22年3月に「協議会の設置及び運営に関する基本方針」を策定し、協議会の適正な事業の遂行、透明性のある予算の執行を図る目的で、県庁内での統一的なルールが策定されている。</p> <p>その中で、「決裁等規程において、会長の権限と事務局長の権限を明記し、総会の決定事項でなくとも重要な事項については、事務局だけでは決められないようにする。」こととされており、予算執行において、チェック機能が働くよう規程等の見直しを検討されたい。</p>		

団 体 名	佐賀県国民健康保険団体連合会		
所 在 地	佐賀市堀川町1番5号		
監査執行年月日	平成23年 8月29日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	交付金	交付事業名	佐賀県介護職員処遇改善交付金
		交付事業費	1,138,187,752円
		交付金交付額	1,138,187,752円
所 管 課	長寿社会課		
監査の結果	交付金事業は計画どおり完了し、交付された交付金は、交付目的に沿って執行されていた。		

3 公の施設の指定管理団体

団 体 名	社団法人佐賀県部落解放推進協議会		
所 在 地	唐津市栄町2588番地11		
監査執行年月日	平成23年 8月22日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	公の施設の	施 設 名	佐賀県解放会館
	管 理	委 託 額	19,041,000円
所 管 課	人権・同和対策課		
監 査 の 結 果	<p>公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 会計処理について、複式簿記の導入が行われていなかった。 指定管理者の財務規程第4条において、会計処理は複式簿記で処理することとなっているが、単式簿記の会計処理となっていた。前回監査(平成19年度)でも指摘し、協議会でも導入に向け検討はされているが、監査日現在では実現されておらず、財務規程違反のままとなっていた。</p> <p>(2) 備品の管理について、適正でないものがあった。 管理運営に関する協定書第11条で、委託料により備品を購入した際は、県が定める備品台帳にその旨を記載するとともに、その所属は、県のものとする旨に記載されているが、委託料により購入された備品について、備品台帳に記載されていなかった。</p> <p>(3) 契約書の内容について、適正でないものがあった。 指定管理業務の再委託契約の内容で適正でないものがあった。 ① 警備委託契約において、契約書第2条で規定の仕様書が定められていなかった。 ② 樹木管理業務委託の委託期間は、1年間としていたにもかかわらず、年度中途に、業務が終了したとして、委託料を全額支払っていた。また、委託契約書第4条に規定する処理要項が作成されていなかった。</p> <p>(4) 扶養手当の認定事務について、適正でないものがあった。 指定管理者の給与規程第3条第3項で、「手当の支給日及び支給方法等は、佐賀県職員の例による。」と規定されているが、扶養手当の支給対象となる被扶養者認定において、公的証明書(戸籍謄本等)を徴していなかった。</p> <p>(5) 管理運営業務実施状況報告書の施設の利用実績に誤りがあった。 相談室(利用料金無料)を市町担当課長会地区別研修講座(平成22年11月2日)で利用(利用回数1回、利用人数10人)しているにもかかわらず、管理運営業務実施状況報告書の佐賀県解放会館管理運営業務表、佐賀県解放会館の維持管理に関する自己評価表及び事業報告書の佐賀県解放会館管理受託事</p>		

	<p>業表（第1号議案（その2））に実績が反映されていなかった。</p> <p>(6) 業務仕様書で定める利用許可申請書の提出がされていないものがあった。</p>
--	---

団 体 名	唐津市		
所 在 地	唐津市西城内1番1号		
監査執行年月日	平成23年 7月13日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	公の施設の	施 設 名	佐賀県波戸岬海浜公園
	管 理	委 託 額	5,608,000円
所 管 課	有明海再生・自然環境課		
監 査 の 結 果	<p>公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 施設利用者のアンケート調査が実施されていなかった。</p> <p>指定申請書に記載されている利用者意見の反映策として、「市のホームページで利用者意見等のメールでの受け付け、利用者に対するアンケートの実施」を計画されていたが、実施されていなかった。</p>		

団 体 名	唐津市		
所 在 地	唐津市西城内1番1号		
監査執行年月日	平成23年 7月15日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	公の施設の	施 設 名	佐賀県風に見える丘公園
	管 理	委 託 額	2,809,000円
所 管 課	有明海再生・自然環境課		
監 査 の 結 果	<p>公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 協定書に定める個人情報の管理体制等報告書が、提出されていなかった。</p> <p>管理運営に関する協定書の個人情報取扱特記事項に規定する個人情報の管理体制等報告書が、県に提出されていなかった。</p> <p>(2) 休場予定日の変更について、県への報告が行われていなかった。</p> <p>休場予定日は、指定管理者が管理等業務を委託した者の申入れにより、事業計画書の金曜日から、年度中途に火曜日に変更されていたが、休場予定日の変更について、県への報告がなされていなかった。</p>		

団 体 名	唐津市		
所 在 地	唐津市西城内1番1号		
監査執行年月日	平成23年10月19日		
監 査 執 行 者	監査委員 田中俊雄		
財政的援助内容	公の施設の	施 設 名	佐賀県花と冒険の島
	管 理	委 託 額	5,170,000円
所 管 課	有明海再生・自然環境課		
監 査 の 結 果	<p>公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 緊急時の対応マニュアルの内容が不十分だった。</p> <p>基本協定書第27条の規定に基づき緊急時の対応マニュアルを整備しているが、同マニュアルは「遊具施設」を対象とした内容となっており、「ふれあい自然塾ひぜん」を想定したものはなっておらず、シーカヤック教室での水難事故等が想定されていなかった。</p> <p>また、津波発生など緊急事態類型毎の避難誘導などの役割分担も明示されておらず、緊急時に混乱することも考えられるため、県とも相談のうえ至急整備されたい。</p>		

団 体 名	財団法人佐賀県母子寡婦福祉連合会		
所 在 地	佐賀市神野東二丁目6番10号		
監査執行年月日	平成23年10月6日		
監 査 執 行 者	監査委員 田中俊雄 稲富正敏		
財政的援助内容	公の施設の	施 設 名	佐賀県母子福祉センター
	管 理	委 託 額	18,755,844円
所 管 課	母子保健福祉課		
監 査 の 結 果	<p>公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 指定管理に係る経費の収支決算報告に誤りがあった。</p> <p>(2) 収納金の取扱いで、適正でないものがあった。</p> <p>現金で収納した利用料金が、現金出納簿に記帳しないまま管理され、金融機関への入金も日数を要しているものがあった。</p> <p>(3) 指定管理に係る経費（光熱水費、庁舎管理委託費）で、適正に報告されていないものがあった。</p> <p>同一建物（佐賀県駅北館）内に他の指定管理施設（佐賀県難病相談・支援センター）があるが、光熱水費等の管理経費については、指定管理者が一括して支払っていた。その際、面積按分で応分の負担金を徴収されているが、管理経費の報告については、徴収金額と管理経費を相殺した額で報告がなされており、適正な管理経費の報告となっていなかった。</p>		

	<p>(4) 会計規程が「公益法人会計基準」に則したものととはなっていないかった。 「公益法人会計基準」に則した会計規程（複式簿記の採用等）に改正されたい。</p> <p>(5) 会計処理で不適切なものがあった。 指定管理施設に係る普通預金口座で決算書に計上されていないものがあった。</p>
--	--

団 体 名	佐賀県物産振興協会		
所 在 地	佐賀市松原一丁目2番35号		
監査執行年月日	平成23年 9月 5日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	公の施設の	施 設 名	佐賀県産業振興センター
	管 理	委 託 額	9,321,000円
所 管 課	商工課		
監 査 の 結 果	<p>公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 実績報告内容で、誤りがあるものがあった。 県に提出された「平成22年度佐賀県産業振興センター管理運営業務収支決算書」に、指定管理以外の収入及び支出が含まれていた。</p> <p>(2) 管理備品の取扱いにおいて、適正でないものがあった。 県の承認や指定管理物件の変更手続きを受けることなく、空港店に配置されている指定管理物件があった。</p>		

団 体 名	久保造園・STSエンタープライズグループ		
所 在 地	佐賀市金立町金立2063番地3		
監査執行年月日	平成23年10月27日		
監 査 執 行 者	監査委員 田中俊雄		
財政的援助内容	公の施設の	施 設 名	佐賀県立佐賀城公園
	管 理	委 託 額	52,290,000円
所 管 課	まちづくり推進課		
監 査 の 結 果	<p>公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 利用料金の取扱いで、適正になされていないものがあった。 佐賀県立都市公園条例第14条の3で、指定管理者は、利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならないとされているが、全ての利用料金について承認を得ていなかった。</p>		

	<p>(2) 利用料金の徴収で、適正でないものがあった。 利用料金を現金で徴収した場合、相手方に領収書を発行しているが、委任行為がないにもかかわらず、公園の利用許可を受けた者以外の者に領収書を発行していた。</p> <p>(3) 広報の実施について、適正でないものがあった。 佐賀城公園のパンフレットを12,000部作成していたが、平成22年度の配付部数は、700部であった。 パンフレットを積極的に活用し、佐賀城公園の広報に努められたい。</p> <p>(4) 維持管理に関する業務で、適正でないものがあった。 管理運営に関する帳簿で業務日誌（管理日誌）の作成が義務付けられているが、日曜日に係る業務日誌が作成されていなかった。 当施設については、利用期間及び利用時間の定めがなく、常時開園している施設であることから、日曜日についても業務日誌を作成すべきである。 また、業務日誌については、職員内で供覧できるよう様式を検討されたい。</p> <p>(5) 職員の勤務割表が作成されていなかった。 職員の勤務体制は、4週8休と施設管理運営に関する規定で定められているが、職員の勤務割表が作成されていなかった。</p>
--	---

団 体 名	葉隠緑化建設・佐賀広告センターグループ		
所 在 地	佐賀市嘉瀬町大字扇町2617番地の7		
監査執行年月日	平成23年10月27日		
監 査 執 行 者	監査委員 田中俊雄 稲富正敏		
財政的援助内容	公の施設の	施 設 名	佐賀県立森林公園
	管 理	委 託 額	99,000,000円
所 管 課	まちづくり推進課		
監 査 の 結 果	<p>公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 遊具等の維持管理業務の実施において、適正でないものがあった。</p> <p>① 遊具点検マニュアルで規定の点検シートについては、当初、社団法人日本公園施設協会が作成した日常点検表を用いることとしていたが、県との協議により、県が従来使用していたメンテナンスリスト等を用いることに変更していた。この変更に伴い、本来、遊具点検マニュアル中の点検シートについて、改正すべきであったが、改正していなかった。</p> <p>② 佐賀県立森林公園管理運営業務仕様書で、遊具点検状況や公園ハザードマップについては、利用者向けに公表することとされているが、公表されていなかった。</p>		

	<p>(2) 利用料金の取扱いで、適正になされていないものがあつた。 佐賀県立都市公園条例第14条の3で、指定管理者は、利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならないとされているが、全ての利用料金について承認を得ていなかった。</p> <p>(3) 自主事業の実施について、不適切なものがあつた。 ① 事業計画書記載の自主事業について、実施されていないものがあつた。 事業計画書には多数の自主事業が行われる計画であつたが、そのうち、野球教室、野球場利用時の弁当販売、環境資料コーナー設置、地域文化体験学習プログラム、マスコットキャラクター公募等が実施されていないあつた。 ② 自主事業の未実施について、事業計画書の変更が、行われていなかった。 自主事業の未実施等について、協定書第15条第3項に基づく事業計画書の変更が、行われていなかった。</p> <p>(4) 管理委託料で購入した備品について、備品台帳に記載されていないあつた。 指定管理者が管理委託料で購入した備品については、指定管理者は協定書第11条第1項に基づき、知事が定める備品台帳に記載しなければならないが、備品台帳に記載されていないあつた。</p> <p>(5) 情報公開に係る規程が、整備されていないあつた。 協定書第22条第1項に基づく、情報公開に係る規程が、整備されていないあつた。</p> <p>(6) 事業報告の内容で、不十分なものや記載誤りのあるものがあつた。 ・事業報告の提出日の記載がなかった。 ・「利用者サービスの向上のための取り組み」についての実績内容で、一部記載漏れがあつた。 ・浄化槽の点検日で、一部記載漏れや記載誤りがあつた。</p> <p>(7) 管理運営業務の履行確認において、適正でないものがあつた。 遊具法定点検業務において、点検結果の記録がなされていない遊具があつた。</p>
--	---

団 体 名	伊万里市		
所 在 地	伊万里市立花町1355番地1		
監査執行年月日	平成23年 7月13日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	公の施設の	施 設 名	伊万里人工海浜公園
	管 理	委 託 額	なし
所 管 課	港湾課		

監 査 の 結 果	<p>公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用許可申請の手続きが取られていないものがあった。</p> <p>当施設（人工海浜公園）の遊泳期間とほぼ同時期に、利用者の利便性を図るために、管理運営業務として定めのない露店及び自動販売機の設置がなされているが、県に対して施設利用の許可申請がなされず、権限のない指定管理者において、独自の許可を行い、また、使用料を徴しているものがあった。</p>
-----------	--

団 体 名	太良町		
所 在 地	藤津郡太良町大字多良1番地6		
監査執行年月日	平成23年 7月15日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	公の施設の	施 設 名	太良人工海浜公園
	管 理	委 託 額	なし
所 管 課	港湾課		
監 査 の 結 果	公の施設の管理はおおむね適正に行われていた。		

団 体 名	小城市		
所 在 地	小城市牛津町柿樋瀬1100番地1		
監査執行年月日	平成23年 7月20日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	公の施設の	施 設 名	住ノ江港緑地
	管 理	委 託 額	なし
所 管 課	港湾課		
監 査 の 結 果	<p>公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 協定書に定める個人情報の管理体制等報告書が、提出されていなかった。</p> <p>管理運営に関する協定書規定の個人情報取扱特記事項に規定する個人情報の管理体制等報告書が、県に提出されていなかった。</p>		

所管課・関係課ごとの監査結果

1 出資団体関係

所 管 課	男女参画・県民協働課		
団 体 名	財団法人佐賀県女性と生涯学習財団		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	20,000,000円
	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学 習センター
監 査 の 結 果	<p>【出資団体関係】</p> <p>(1) 寄附行為で、見直しの検討を要するものがあった。 団体は、指定管理業務の一つとして「佐賀県DV総合対策センター」の管理運営を行っているが、当業務は、寄附行為第4条規定の財団が実施できる事業のいずれに該当するか不明確な状況となっている。 所管課は、監督官庁として、適切に指導されたい。</p> <p>【佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター関係】</p> <p>(1) 佐賀県DV総合対策センター設置要綱の改正を行われたい。 指定管理業務の一つである「佐賀県DV総合対策センター」は、「佐賀県DV総合対策センター設置要綱」に基づき設置されたものであり、同要綱は、平成16年4月に制定されたものであるが、平成18年度に佐賀県立男女共同参画センターに公募による指定管理者制度を導入した際に、改正が必要であったにもかかわらず、改正が行われていなかった。所要の改正を行われたい。</p> <p>(2) 財産台帳の提示で、不十分なものがあった。 ① 指定管理者の業務の範囲外の施設面積について、財産台帳に明示されていなかった。 指定管理施設内にある、くらしの安全安心課執務室、放送大学佐賀学習センター及び喫茶室は、指定管理者の業務の範囲外とされているが、県が交付した財産台帳においては、範囲外も含んだ施設全体の面積となっており、指定管理者の業務の範囲外の施設面積について、明示されていなかった。 ② 修正後の財産台帳を、財団に提示していなかった。 協定書第6条に基づき、所管課は年度当初に、指定管理者に対し、管理物件として財産台帳の写しを提示していたが、年度中に管理物件の施設の新設を行い、財産台帳の修正を行ったにもかかわらず、修正後の財産台帳については、改めて提示していなかった。 指定管理者が管理対象物件を常時把握できるよう、管理対象物件に変更が生じた場合は、変更内容を記載した台帳を適時指定管理者に対し、提示されたい。</p> <p>(3) 県の管理運営業務仕様書の内容について、見直しの検討を要するものがあった。 管理運営業務仕様書第4で、既納の利用料金については、利用者の責めによらないで施設利用ができなくなった場合を除き、還付しないと規定されている</p>		

	<p>が、指定管理者の管理規程第7条で、県仕様書の規定にない、利用施設の変更の際の利用料金の全部若しくは一部還付について規定されていた。</p> <p>同規程の利用施設の変更に係る利用料金の還付については、利用者の利便性の向上の資するものとして、整備されていることから、同規程に対応した県仕様書の見直しについて検討されたい。</p> <p>(4) 指定管理委託料の支払で、遅延しているものがあつた。</p> <p>管理委託料の支払について、基本協定書で「前金にて、毎年度2回に分けて支払うものとする。」と規定されているが、1回目の支払時期が平成22年5月末日の支払となっていた。指定管理者に資金繰りの負担をかけないよう、早期に支出されたい。</p>
--	--

所 管 課	循環型社会推進課			
団 体 名	財団法人佐賀県環境クリーン財団			
財政的援助内容	出資金	出 資 額	30,000,000円	
	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県公共関与型廃棄物処理施設高度処理事業費補助	
		補 助 事 業 費	301,505,105円	
		補助金交付額	275,060,000円	
	貸付金	貸 付 事 業 名	財団法人佐賀県環境クリーン財団運営資金貸付 (平成10年度～平成20年度貸付)	
		平成22年度末 貸付残高	57,929,000円	
		貸 付 事 業 名	佐賀県公共関与型廃棄物処理施設整備資金貸付 (平成19年度、平成20年度貸付)	
		平成22年度末 貸付残高	2,301,412,000円	
監 査 の 結 果	<p>【佐賀県公共関与型廃棄物処理施設高度処理事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。</p> <p>補助金交付申請書において、事業等の効果の記載がなかった。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則第3条第2号で、補助金交付申請書に事業等の効果を記載するよう規定されていることから、補助金交付申請書に事業等の効果を記載するよう、交付要綱を見直されたい。</p>			

所 管 課	粒子線治療普及グループ		
団 体 名	公益財団法人佐賀国際重粒子線がん治療財団		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	10,000,000円
	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県九州国際重粒子線がん治療センター 開設費補助
		補 助 事 業 費	601,769,870円
		補助金交付額	600,000,000円
監 査 の 結 果	<p>【佐賀県九州国際重粒子線がん治療センター開設費補助金関係】</p> <p>(1) 実績報告書の記載で不十分なものがあつた。 寄附講座の開設に要する経費に対して補助金を交付しているが、実績報告書に、寄附講座の活動内容等が記載されていなかった。</p>		

所 管 課	国際交流課		
団 体 名	財団法人佐賀県国際交流協会		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	256,634,858円
監 査 の 結 果	<p>(1) 公有財産台帳上の出捐金の記載に誤りがあつた。 県からの出捐金が平成20年度から取り崩されているが、公有財産台帳上の平成22年度末現在（監査日現在）における出捐金が誤った記載となつていた。 なお、地方自治法施行令第166条第2項規定の財産に関する調書には適正に計上されていた。</p>		
監 査 意 見	<p>○ 財団法人佐賀県国際交流協会への指導について 団体においては、抜本的な収入増加策については、ほとんど検討できておらず、基金取崩しが継続している。新公益法人制度改革への対応が控える中、所管課においては、団体の担うべき役割や存在意義、業務内容、予算措置など、団体の在り方について、団体と十分に協議を行った上で、団体に対し、抜本的な収入増加策等についての検討を指導されたい。</p>		

所 管 課	新エネルギー・産業振興課		
団 体 名	財団法人佐賀県地域産業支援センター		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	8,000,000円
	補助金	補 助 事 業 名	財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助

		補助事業費	59,450,810円																					
		補助金交付額	58,677,831円																					
		補助事業名	佐賀県地域産業支援対策事業費補助																					
		補助事業費	28,752,225円																					
		補助金交付額	27,586,425円																					
		補助事業名	佐賀県技術振興等補助																					
		補助事業費	16,481,891円																					
		補助金交付額	16,481,891円																					
	貸付金	貸付事業名	さが農商工連携応援基金事業資金貸付 (平成21年度貸付)																					
		平成22年度末 貸付残高	2,010,000,000円																					
		貸付事業名	さが中小企業応援基金事業資金貸付 (平成20年度貸付)																					
		平成22年度末 貸付残高	1,050,000,000円																					
		貸付事業名	創造的中小企業創出支援事業費貸付 (平成13年度、平成15年度貸付)																					
平成22年度末 貸付残高		65,500,000円																						
公の施設の 管理	施設名	佐賀県地域産業支援センター 佐賀県立九州シンクロトン光研究センター																						
監査の結果	【出資団体関係】																							
	(1) 貸与備品で、貸借契約を締結していないものがあつた。 前年度の財政的援助団体等監査での指摘を受け、指定管理物件から除外した団体への貸与備品について、貸借契約を締結していなかった。 貸与備品の概要																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>備品名</th> <th>数量</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務用(理事長室)</td> <td>1</td> <td>86,800</td> </tr> <tr> <td>多機能肘付回転椅子(理事長室)</td> <td>1</td> <td>91,600</td> </tr> <tr> <td>応接セット(理事長室)</td> <td>1</td> <td>129,000</td> </tr> <tr> <td>アコーディオンスクリーン(事務室)</td> <td>1</td> <td>52,600</td> </tr> <tr> <td>パーテーション1式(事務室)</td> <td>1</td> <td>594,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5</td> <td>954,000</td> </tr> </tbody> </table>			備品名	数量	金額(円)	事務用(理事長室)	1	86,800	多機能肘付回転椅子(理事長室)	1	91,600	応接セット(理事長室)	1	129,000	アコーディオンスクリーン(事務室)	1	52,600	パーテーション1式(事務室)	1	594,000	合計	5	954,000
	備品名	数量	金額(円)																					
	事務用(理事長室)	1	86,800																					
	多機能肘付回転椅子(理事長室)	1	91,600																					
	応接セット(理事長室)	1	129,000																					
	アコーディオンスクリーン(事務室)	1	52,600																					
	パーテーション1式(事務室)	1	594,000																					
	合計	5	954,000																					
	(2) 備品の管理事務手続きについて、適正でないものがあつた。 団体に対する貸与備品で、備品札を張り付けていないものがあつた。																							
	【財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助金関係】																							
	(1) 補助金交付要綱で、改正の検討を要するものがあつた。 補助金交付要綱第2条別表で、補助対象経費として「役員人件費」ほか6つの経費区分が規定されている。これら7つの経費区分間の経費の変更については、同要綱第4条で、知事の承認を受けることと規定されており、承認を受け																							

れば、区分間で補助金額の変更（流用）をすることができるものとなっているが、「設備資金貸付事業」では、その補助金の残余を他の経費区分へ流用することはできないものとして取り扱っていた。

区分間の配分の変更（流用）を認めない経費については、補助金交付要綱に明記するよう検討されたい。

(2) 補助事業の変更承認において、適正でないものがあつた。

年度中途に、補助対象外職員（県からの派遣職員）の欠員補充のための追加採用された嘱託職員の人件費の補助対象経費への算入については、事業内容の変更（補助対象人員の増）に該当するため、補助金交付要綱第2条に基づき事前に承認されていたが、承認に係る書類が保存されておらず、また、通知文書も未作成で、口頭での承認となっていた。

補助対象事業の追加実施（補助事業の内容変更）に当たっては、補助対象としての当否や、補助金への影響について、資料を求め、判断した上で、承認する必要があることから、事前に補助金変更承認に係る資料の提出を求め、承認に当たっては、文書で通知されたい。

【佐賀県地域産業支援対策事業費補助金関係】

(1) 補助金交付申請書及び実績報告書の審査について、適正でないものがあつた。

① 補助対象経費に委託費が含まれる場合、委託事業内容明細書を添付する必要があるが、委託事業内容明細書の添付が漏れている委託費があつたにもかかわらず、補助金交付申請書及び実績報告書をそのまま受理していた。

② 中小企業緊急商談会開催事業の実績報告において、開催場所の記載が漏れていた。

③ 中小企業営業力強化事業の実績報告において、実施テーマの件数は、実際は3件であつたが、1件として報告されていた。

【佐賀県技術振興等補助金関係】

(1) 補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額確定に伴う報告書を徴取していなかった。

補助金交付要綱第9条に規定する補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額確定に伴う報告書が、提出されていなかった。消費税の申告により、補助金に係る消費税及び仕入控除税額が確定した場合は、知事への報告を行うよう指導されたい。

(2) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。

佐賀県補助金等交付規則第4条第3項で、補助金交付申請処理に係る標準的な期間について定めるよう規定されているが、定められていなかった。

所 管 課	商工課		
団 体 名	佐賀県信用保証協会		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	2,700,021,000円
	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県信用保証料補給費補助
		補 助 事 業 費	145,403,438円
		補助金交付額	145,403,438円
	損失補償	損失補償事業名	佐賀県中小企業信用保証損失補償
		補 償 事 業 費	416,056,735円
		補償金交付額	176,968,869円
平成22年度末 補償残高		6,757,080,000円	
監 査 の 結 果	<p>【佐賀県信用保証料補給費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金の交付決定について、遅延しているものがあった。 補助金交付要綱第3条第3項で、補助金の交付の申請が到着してから、当該申請に係る補助金の交付を決定するまでに通常要すべき標準的な期間は30日と規定されているが、標準処理期間を過ぎて、交付決定されていた。</p> <p>(2) 補助金の額の再確定及び返還時期について、検討を要するものがあった。 平成20年度の補助金の額の再確定を行った結果、補助金に返還が生じているが、返還時期が平成22年3月であったため、平成21年度の補助金と相殺して返還されていた。返還に当たっては、過年度補助金であるため、支出の勘定科目を設けて予算措置を行ったうえで返還すべきである。 今後は、補助事業者が適切な決算処理ができるよう、補助金の額の再確定及び返還時期については、補助事業者と協議のうえ処理されたい。</p> <p>【佐賀県中小企業信用保証損失補償金関係】</p> <p>(1) 補償金の交付決定について、遅延しているものがあった。 補償金交付要綱第5条第3項で、補償金の交付申請が到着してから、当該申請に係る補償金の交付を決定するまでに通常要すべき標準的な期間は30日と規定されているが、標準処理期間を過ぎて、交付決定されていた。</p> <p>(2) 実績報告書の審査について、適正でないものがあった。 補償金交付要綱で、実績報告と補償金交付申請を兼ねた様式により提出するよう規定されているが、補償金交付申請書のみの提出で補助金の額の確定を行っていた。</p>		

所 管 課	水産課		
団 体 名	社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	20,000,000円
	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県回遊性資源増大パイロット事業費補助
		補 助 事 業 費	15,895,946円
		補助金交付額	6,250,000円
	負担金	負 担 事 業 名	社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会会費負担
		負担事業費	15,000,000円
負担金交付額		6,250,000円	
監 査 の 結 果	<p>【出資団体関係】</p> <p>(1) 施設の管理委託契約書に定める備品等の明細が通知されていなかった。 団体に玄海地区種苗量産施設の業務管理を委託し、その委託内容は、種苗量産施設及び附属設備並びに備品による種苗量産業務及び施設物件の管理に関することとなっていたが、施設及び附属設備並びに備品の明細が通知されていなかった。</p> <p>【佐賀県回遊性資源増大パイロット事業費補助金関係】</p> <p>(1) 実施要領の内容で、適正でないものがあつた。 平成21年度から、広域回遊性ではなく回遊性の魚類であるカサゴの中間育成及び放流を補助対象に加えていたが、佐賀県回遊性資源増大パイロット事業実施要領（以下「実施要領」という。）の対象となる水産物の種類の規定について追加の改正を行っていなかった。</p> <p>(2) 補助事業の事業評価を実施されたい。 補助事業の実施要領で、事業期間は、おおむね7か年と規定されているが、事業創設から13年間経過し、当初計画の事業期間のほぼ2倍の期間、事業が継続実施されている。事業継続に当たっては、事業評価を実施されたい。</p> <p>(3) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。 補助事業に要した経費の記載誤りや、補助対象外事業を含めて記載するなど、実績報告の内容に誤りがあつたにもかかわらず、県はそのまま受理していた。</p> <p>(4) 実績報告の審査の在り方で、検討すべきものがあつた。 補助事業のうち、種苗放流事業の実績報告では、放流実施場所の一覧、魚種毎の放流数量等の一覧や、放流事業に係る記録写真（30枚）を添付させているが、提出された実績報告書では、放流実施状況（放流場所毎の放流数量や履行確認者等）が明確でなかった。実績報告において、放流事業の履行確認者の記録など、実施状況を確認できる資料を求めるよう検討されたい。</p>		

所 管 課	林業課		
団 体 名	財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	637,805,000円
	交付金	交 付 事 業 名	佐賀県森林・林業・木材産業づくり交付金
		交 付 事 業 費	864,000円
		交付金交付額	864,000円
監 査 の 結 果	<p>【佐賀県森林・林業・木材産業づくり交付金関係】</p> <p>(1) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。 実績報告書で、内容の一部が記載されていないものがあつた。所管課においては、審査を徹底されたい。</p>		

所 管 課	土地対策課		
団 体 名	佐賀県土地開発公社		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	30,000,000円
監 査 の 結 果	<p>(1) 会計規程の見直しや遵守について、指導を要するものがあつた。 佐賀県土地開発公社会計規程に誤りがあるものや、同規程に沿った事務処理が行われていないものがあつた。所管課においては、規程の遵守や見直しについて指導されたい。</p>		

所 管 課	建築住宅課		
団 体 名	佐賀県住宅供給公社		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	5,000,000円
	貸付金	貸 付 事 業 名	佐賀県住宅供給公社経営支援資金貸付 (平成18年度貸付)
		平成22年度末 貸付残高	1,100,000,000円
監 査 の 結 果	<p>(1) 事業計画及び資金計画について、県の承認通知が行われていなかった。 地方住宅供給公社法の規定に基づき、団体から県に申請された事業計画及び資金計画について、県の承認通知が行われていなかった。</p>		

所 管 課	森林整備課		
団 体 名	財団法人佐賀県緑化流通センター		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	5,000,000円
	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県緑化センター
監 査 の 結 果	<p>【佐賀県緑化センター関係】</p> <p>(1) 施設使用料の徴収事務の委託で、不適切なものがあつた。 当施設は、県が施設使用料を徴収する施設であり、施設使用料の徴収事務の委託については、指定管理に係る協定書及び仕様書で規定されている。 このような中、別途、仕様書で不足する手続き等を定めた契約書が締結されているが、この契約書の表題等が、契約の趣旨と合っておらず、締結も遅れていた。</p> <p>(2) 指定管理対象である県備品の金額が、提示されていなかった。 管理運営に関する協定書第6条に基づき、県の備品が提示されていたが、備品台帳に備品金額の記載欄がないので、備品金額を明記されたい。</p> <p>(3) 事業報告に対する県の手続きで、行われていなかったものがあつた。 管理運営に関する協定書第16条第2項で、県が指定管理者から事業報告を受理したときは、その内容を確認し、その結果を指定管理者へ通知するとともに公表すると規定されているが、事業報告に対する県からの結果の通知が行われておらず、公表も行われていなかった。</p> <p>(4) 行政財産使用許可の適正な方法について、指定管理者と協議されたい。 指定管理施設のうち、屋内市場、屋外市場については、指定管理者に対して1年間の行政財産使用許可をしており、指定管理業務仕様書に基づき、指定管理施設の対象外となっている。 指定管理者においては、1年間を通じた使用許可の必要性については、明確でない面も見受けられる。事業計画に基づき、行政財産の使用許可の見直しの必要性など、適正な方法について、指定管理者と協議されたい。</p>		

所 管 課	体育保健課		
団 体 名	財団法人佐賀県体育協会		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	100,000,000円
	補助金	補 助 事 業 名	(財) 佐賀県体育協会運営事業費補助
		補 助 事 業 費	79,773,740円
		補助金交付額	74,326,000円
		補 助 事 業 名	各種競技大会派遣事業費補助 (国民体育大会第30回九州ブロック大会派遣事業費補助)
		補 助 事 業 費	22,633,353円
補助金交付額		22,633,353円	

		補助事業名	各種競技大会派遣事業費補助（第65回国民体育大会派遣事業費補助）
		補助事業費	33,839,362円
		補助金交付額	33,839,362円
		補助事業名	各種競技大会派遣事業費補助（第66回国民体育大会冬季大会派遣事業費補助）
		補助事業費	4,019,995円
		補助金交付額	4,019,995円
公の施設の管理	施設名	佐賀県総合運動場、佐賀県総合体育館、市村記念体育館	
監査の結果	<p>(1) スポーツ振興基金の取扱いで、適正な指導が行われていなかった。</p> <p>平成21年度国民体育大会派遣費用の執行残額16,322,444円は、平成22年度にスポーツ振興基金に繰入されていたが、繰入額の帰属が明確に処理されていなかった。所管課は、執行残額があったことは把握できていたにもかかわらず、スポーツ振興基金の取扱いで団体に適正な指導が行われていなかった。</p> <p>【(財)佐賀県体育協会運営事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付要綱の改正及び補助金交付事務が遅れていた。</p> <p>当補助事業は、県単独補助事業で、補助対象経費として人件費が含まれており、早期の交付が必要であるにもかかわらず、補助金交付要綱の改正手続きや交付決定事務の遅れにより、補助金の概算払が遅れ、補助事業者に資金繰り上、不要な負担をかけていた。</p> <p>また、補助金交付申請書の提出期限の規定との整合性を図るため、交付申請書の提出日を遡るよう指示するなど、不適切な事務処理を行っていた。</p> <p>補助金交付事務は、適正に行われたい。</p> <p>(2) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。</p> <p>補助事業者は、県補助金を財源として、選手強化費補助等の各種競技団体等を対象にした間接補助事業を実施しているが、実績報告書では、間接補助金の交付先、交付年月日、交付額をまとめた資料が添付されているだけで、間接補助事業の成果が具体的には報告されていなかった。実績報告書の審査においては、補助事業の成果が、補助金交付決定の内容及び条件に適合しているかを確認する必要があることから、間接補助事業の成果がわかる資料の提出を求めるなどにより、その内容の審査を徹底されたい。</p> <p>【佐賀県総合運動場関係】</p> <p>(1) 利用料金の規定で、整備を要するものがあつた。</p> <p>利用者の都合に配慮して、大会等の場合には供用開始時間（午前8時30分）前から陸上競技場の使用を許可しているが、その際、「施設の利用及び管理に関する規則」の別表第2の第1表の(1)占有利用の表に規定する「1時間ごとの超過利用料」の項の金額（施設全部の場合 2,250円/時間）を徴収していた。</p>		

	<p>しかしながら、この規定は許可時間を超えて利用した場合の利用料を定めたものであるため、供用開始前に利用する場合の利用料金に関する規定の整備について、補助競技場利用料の規定等を参考に指定管理者を指導されたい。</p> <p>(2) 施設利用料の取扱いで、検討を要するものがあつた。</p> <p>指定管理者が実施する自主事業に係る収入のうち、施設の利用に係るものは施設利用料に計上すべきところ、自主事業収入に計上されているものがあつた。</p> <p>空き施設の利用を増加させるため、指定管理者が自主的に県の施設を利用した事業を実施し、利用者から利用料を徴収しているが、その際、施設利用料とプログラム参加料等を分けずに、一括して自主事業収入として計上されていた。</p> <p>施設利用料は、指定管理経費の算定に重要なものであることから、指定管理者から自主事業収入の内容確認や検査を徹底するなどして、施設利用料の把握に努められたい。</p>
--	---

2 補助金等交付団体関係

所 管 課	こども未来課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立幼稚園運営費補助
		補助団体数	学校法人光生学園ほか74団体
		補助事業費	3,754,466,788円
		補助金交付額	1,509,596,000円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付事務について、適正でないものがあった。</p> <p>① 補助金交付要綱第5条で、補助金額の園児数割については、定員内園児数により按分すると規定されているが、平成22年5月12日付けの補助金交付申請書において、定員内園児数を超過した園児数で補助金の交付申請されたものを、そのまま受理し、交付決定を行っていた。補助金交付申請書の審査を徹底されたい。</p> <p>② 所管課は、補助金交付申請書の審査の過程で、補助事業に要する経費から除外すべき経費（他の市町補助金の補助対象経費）があることを把握していたにもかかわらず、補助金交付決定において、この補助対象外経費を「補助事業に要する経費」に含めた額を記載し、補助事業者に通知していた。</p> <p>(2) 補助金交付申請書等の審査や補助事業者の指導で、徹底すべきものがあつた。</p> <p>補助金交付要綱第4条別表で、補助活動費など補助対象外経費が規定されているが、補助金交付申請書の添付書類では、支出予算額は、補助対象外経費を含めない額である旨明記しているにもかかわらず、補助活動費など補助対象外経費を含めて記載しているものがあつた。また、実績報告においても同様の誤りがあつた。所管課においては、補助金交付申請等の審査や補助事業者への指導を徹底されたい。</p> <p>(3) 補助金の額の確定が、遅れているものがあつた。</p> <p>関係書類が揃っていたにもかかわらず、補助金の額の確定が遅れていた。</p>		

所 管 課	こども未来課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立幼稚園特別支援教育費補助
		補助団体数	学校法人鳥栖学園ほか32団体
		補助事業費	115,737,289円
		補助金交付額	60,576,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付申請書等の審査で、適正でないものがあつた。</p> <p>補助金交付申請書の添付書類である収支予算書の収入の部の補助金欄につい</p>		

	<p>て、補助対象経費の財源となる全ての補助事業の補助金額を上段に記載し、当補助事業の補助金額を下段に括弧書きで、記載するよう規定されている。補助対象経費である障害児の教育のために必要な人件費等に対し、他の県補助金が交付されていたにもかかわらず、補助金欄の上段に、他の県補助金を含めない額を記載しているものがあったが、県は、そのまま受理していた。また、実績報告書でも同様の記載誤りがあった。補助金交付申請書等の審査を徹底されたい。</p>
--	---

所 管 課	こども未来課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助
		補助団体数	学校法人鳥栖学園ほか70団体
		補助事業費	160,299,336円
		補助金交付額	149,634,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	(1) 補助金の額の確定が、遅れているものがあった。 関係書類が揃っていたにもかかわらず、補助金の額の確定が遅れていた。		

所 管 課	こども未来課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助
		補助団体数	学校法人大隈記念早稲田佐賀学園ほか8団体
		補助事業費	5,378,436,000円
		補助金交付額	2,337,200,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	(1) 実績報告書の審査で、不十分なものがあった。 補助対象外経費のうち、「補助活動等に要する経費控除額」などの算出に誤りがあったことから、結果として補助事業に要した経費が誤っていた。 所管課においては、審査を徹底されたい。		

所 管 課	循環型社会推進課		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	第5回3R推進全国大会実行委員会負担金
		団体名	第5回3R推進全国大会実行委員会
		負担事業費	13,001,307円
		負担金交付額	5,500,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	(1) 実行委員会の設置に当たり、県庁内での協議が不十分であった。		

	<p>実行委員会設置の際、その必要性及び規約等の内容について、「協議会の設置及び運営に関する基本指針」で、本部の企画・経営グループに協議するとともに、規約等の内容については、職員課の確認を受けることとなっているが、されていなかった。</p>
--	--

所 管 課	循環型社会推進課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県廃棄物処理施設整備関連唐津市鎮西町地域振興特別助成
		補助団体数	菖蒲自治会ほか1団体
		補助事業費	87,199,500円
		補助金交付額	24,750,547円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 助成金交付申請書の内容を十分に確認しないまま、交付決定をしているものがあつた。</p> <p>助成金交付申請書の添付書類としての工事設計書について、工事費、工事管理費及び諸経費の金額のみを記載しただけのものが提出されており、積算根拠を確認しないまま交付決定していた。</p> <p>(2) 助成事業に係る経費が、補助事業者の予算及び決算に計上されていなかった。</p> <p>助成事業（公民館の建築）に係る経費が、助成事業者の予算及び決算に計上されていなかった。</p> <p>助成金交付申請等の際に、予算の計上の有無等について、指導及び審査を徹底されたい。</p> <p>(3) 助成事業の消費税の確定申告により仕入額控除した消費税及び地方消費税額に係る補助金が確定した際の報告書の提出について、指導されたい。</p> <p>助成金交付要綱第6条で、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、知事に報告するよう規定されているが、交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、助成事業者から提出されていなかった。特に、原則課税方式の場合、助成金に係る消費税及び仕入控除税額の確定により、助成金の返還等の可能性も出てくる中、所管課は、助成事業者の消費税の申告の有無、申告した場合の交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、助成事業者に明確に確認していなかった。申告方法等の確認を徹底し、消費税の申告により、助成金に係る消費税及び仕入控除税額が確定した場合は、知事への報告を行うよう指導されたい。</p>		

所 管 課	循環型社会推進課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県産業廃棄物処理適正管理推進事業費補助
		補助団体数	株式会社三協環境開発
		補助事業費	6,647,648円
		補助金交付額	3,000,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 実績報告書の提出日付について、県と補助事業者で相違していた。 補助金交付要綱で、実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日と規定されているが、実績報告書の提出日付について、県と補助事業者で相違しており、実際の提出日が不明確となっていた。</p>		

所 管 課	循環型社会推進課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県電子マニフェスト等適正管理促進事業費補助
		補助団体数	社団法人佐賀県産業廃棄物協会
		補助事業費	4,000,000円
		補助金交付額	4,000,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金変更交付申請書の審査で、適正でないものがあつた。 電子マニフェスト推進員の設置費で、当初申請では4月から12月までの9か月を予定されていた。しかしながら、変更交付申請書においては、電子マニフェスト推進員の交代が変更理由であるにもかかわらず、変更承認に際しては、設置期間の延長理由等も確認しないままに、推進員の設置期間を12か月として変更承認をし、変更交付決定がなされていた。</p> <p>(2) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。 ① 補助事業の内容に間接補助事業が含まれているが、間接補助事業に関する規定が設けられていなかった。 ② 補助金交付申請書で、事業等の効果の記載がなかった。 佐賀県補助金等交付規則第3条第2号で、補助金交付申請書に事業等の効果を記載するよう定められていることから、交付申請書に事業等の効果を記載するよう規定されたい。</p> <p>(3) 補助金変更交付申請がなされていないものがあつた。 補助対象経費に事業内容が違う補助事業者が実施する経費と間接補助事業者が実施する経費があるが、補助事業に要する経費間の配分の変更については、各経費区分間の20%以内の変更は知事の承認を要しないとして、補助金変更交付申請がなされていなかった。</p>		

	<p>(4) 補助事業の消費税の確定申告により仕入額控除した消費税及び地方消費税額に係る補助金が確定した際の報告書の提出について、指導されたい。</p> <p>補助金交付要綱第5条で、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、知事に報告するよう規定されているが、交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、補助事業者から提出されていなかった。特に、原則課税方式の場合、補助金に係る消費税及び仕入控除税額の確定により、補助金の返還等の可能性も出てくる中、所管課は、補助事業者の消費税の申告の有無、申告した場合の交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、補助事業者に明確に確認していなかった。申告方法等の確認を徹底し、消費税の申告により、補助金に係る消費税及び仕入控除税額が確定した場合は、知事への報告を行うよう指導されたい。</p>
--	---

所 管 課	地域福祉課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県社会福祉協議会運営事業（県単）補助
		補助団体数	社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会
		補助事業費	28,507,690円
		補助金交付額	25,130,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金事務手続きの遅れで、補助金の支払（概算払）が遅延しているものがあった。</p> <p>当補助金は、当初予算に計上され、しかも、補助対象事業費の大半が補助事業者の役職員の人件費となっている。</p> <p>補助事業の目的である佐賀県社会福祉協議会の企画調整機能を強化し、民間福祉活動推進に関する指導体制の確立を図るためにも、補助金の早期支出に努められたい。</p>		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県セーフティネット支援対策等事業費補助（地域福祉増進事業費）
		補助団体数	社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会
		補助事業費	79,137,496円
		補助金交付額	71,210,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金の交付事務について、適正でないものがあった。</p> <p>年度当初から事業が行われており、かつ、平成22年8月26日に県の一般財源分のみで補助金交付決定を行っているにもかかわらず、補助金の交付は平成23年1月5日となっていた。</p> <p>補助金の早期交付に努められたい。</p>		

財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県生活福祉資金貸付事業相談員設置費補助
		補助団体数	社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会
		補助事業費	37,693,000円
		補助金交付額	37,693,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 実績報告書の審査について、適正でないものがあつた。 補助事業者の相談員（2名）の雇用期間が、12か月と6か月であるにもかかわらず、事業実績では、配置日が平成22年7月1日と平成22年12月28日と誤って記載されていた。実績報告書の審査については適正に審査されたい。</p> <p>(2) 補助金の交付決定が遅延していた。 補助金の交付事務が遅れ、当初の交付決定通知は、実際は平成22年7月に行っていたが、通知文書の日付を同年4月に遡って記載していた。 補助金交付要綱に、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間を明記されたい。</p>		

所管課	長寿社会課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県軽費老人ホーム事務費補助
		補助団体数	社会福祉法人真栄会ほか23団体
		補助事業費	863,633,895円
		補助金交付額	569,055,000円
監査実施団体数	6団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付申請書等の審査や補助事業者への指導を徹底すべきものがあつた。 補助金の算定上重要な利用者の収入認定等が誤っているものがあり、中には、補助金を過大に受領しているものがあつた。また、事務費対象経費実支出額の報告で、誤りがあるものもあつた。 所管課においては、補助金交付申請書等の審査や補助事業者への指導を、徹底されたい。</p> <p>ア 利用者の収入認定を誤り、利用者からの事務費徴収額（サービス提供料）を過少に算定し、また、民間施設給与等改善費を過大に算定した結果、補助金を過大に受領していたもの</p> <p>イ 利用者の収入認定において、必要経費の取扱いが誤っていたもの</p> <p>ウ 利用者の収入認定において、対象外である遡及して支払われた年金を対象収入に算入していたもの</p>		

	<p>エ 補助対象外経費を事務費対象経費実支出額に含めて報告していたもの</p> <p>(2) 実績報告書の審査について、適正でないものがあつた。 実績報告書の添付資料「利用料納付額及び事務費基準額内訳」の「利用料納付額（事務費及び生活費）」のうち生活費については、本来、決算額を計上すべきところ、各法人の利用規程で定めた基本額に年間利用人員を乗じて算定した額を計上しているものがあつた。</p>
--	---

所 管 課	長寿社会課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助
		補助団体数	社会福祉法人清水福祉会
		補助事業費	190,908,311円
		補助金交付額	140,210,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付事務について、適正でないものがあつた。 県の交付決定通知日と文書施行日が異なっており、実際は、交付申請が到達してから交付を決定するまでの標準的な期間（30日）を過ぎて交付決定されていた。また、補助事業者と県で実績報告書の提出日や、補助金の額の確定通知日と文書施行日が異なっているものがあつた。</p>		

所 管 課	長寿社会課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県介護基盤緊急整備等特別対策事業（既存施設のスプリンクラー整備支援特別対策事業）補助
		補助団体数	医療法人透現ほか18団体
		補助事業費	690,495,630円
		補助金交付額	497,791,000円
監査実施団体数	3団体		
監査の結果	<p>(1) 補助事業の消費税の確定申告により仕入額控除した消費税及び地方消費税額に係る補助金が確定した際の報告書の提出について、指導されたい。 補助金交付要綱第7条（9）で、消費税の申告により、補助金に係る消費税及び仕入控除税額が確定した場合は、知事に報告するよう規定されているが、交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、補助事業者から提出されていなかった。特に、原則課税方式の場合、補助金に係る消費税及び仕入控除税額の確定により、補助金の返還等の可能性も出てくる中、所管課は、補助事業者の消費税の申告の有無、申告した場合の交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、補助事業者に明確に確認していなかった。申告方法等の確認を徹底し、消費税の申告により、補助金に係る消費税及び仕入控除税額が確定した場合は、知事への報告を行うよう指導されたい。</p>		

所 管 課	長寿社会課		
財政的援助内容	交付金	交付事業名	佐賀県介護職員処遇改善交付金
		団体名	佐賀県国民健康保険団体連合会
		交付金事業費	1, 138, 187, 752円
		交付金交付額	1, 138, 187, 752円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 交付金交付要綱で、改正を要するものがあつた。 佐賀県補助金等交付規則第4条第3項に定める補助金交付決定をするまでの標準的な処理期間及び佐賀県補助金等交付規則の施行について（通知）12の（1）に定める実績報告書の提出時期について、定められていなかった。</p>		

所 管 課	障害福祉課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県福祉・介護職員処遇改善事業助成
		補助団体数	社会福祉法人若楠ほか68団体
		補助事業費	259, 279, 135円
		補助金交付額	242, 862, 075円
監査実施団体数	4団体		
監査の結果	<p>(1) 実績報告書の審査について、適正でないものがあつた。 実績報告書の賃金改善額の欄に、実績額ではなく、助成金額と同額の金額が記載されていたが、実際の賃金改善額は助成金額を上回っており、助成金上限額まで補助金の追加交付申請が可能であつた。 実績報告書の審査を徹底されたい。</p> <p>(2) 助成金交付要綱で、改正を要するものがあつた。 ① 助成金交付申請書において、事業等の目的の記載欄がないので、交付要綱上規定を設けられたい。 ② 助成金交付要綱第11条第2項（助成金の交付の条件）における条文中、「前項第1号」と規定すべきところ、誤って「前項第7号」と規定していた。</p> <p>(3) 助成金交付申請書の審査について、適正でないものがあつた。 過年度に支払った賃金改善額を助成対象として申請する場合は、助成金交付要綱第9条第2項で、過年度支払の賃金改善内容を証明する書類（支給額一覧等）を、助成金交付申請の際に提出するよう規定されているが、この規定に該当するにもかかわらず、同書類が添付されていないものをそのまま受理していた。</p> <p>(4) 助成金変更交付申請書の審査について、適正でないものがあつた。</p>		

	<p>助成金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、助成金変更承認申請書に同要綱規定のキャリアパス要件等届出書を添付されていたが、同届書の「平成21年4月報酬改定を踏まえた処遇改善に関する定量的要件」の「実施に要した費用の概算額」の欄が、未記載であったものを、所管課は、そのまま受理していた。</p> <p>(5) 助成金の変更交付決定で、遅延しているものがあつた。</p> <p>(6) 助成金の交付で、遅延しているものがあつた。 平成22年9月24日付けで助成金の概算払請求書が提出されていたが、事務処理の遅れにより、平成22年12月1日に助成金が交付されていた。</p> <p>(7) 平成22年度監査指摘について、改善されていないものがあつた。 前年度の監査で、「実績報告書の審査において、補助対象事業として実施した賃金改善の対象職員が、助成金交付要綱第5条規定の対象職種に該当するか、確認されていなかった。」と指摘していたが、実績報告書の審査において、確認されていないものがあつた。</p>
--	---

所 管 課	障害福祉課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県障害者就労訓練設備等整備事業補助 (グループホーム等改修事業)
		補助団体数	特定非営利活動法人つくしのさとほか3団体
		補助事業費	16,880,463円
		補助金交付額	10,728,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 契約方法について、団体への指導が不適切なものがあつた。 交付決定通知の遵守事項には、建設工事の請負契約は、一般競争入札か、指名競争入札とされている。このような中、補助事業者は、指名業者のうち、全体工事の入札書（見積書）の最低価格業者を契約業者と決定したものの、実際の契約では、業者決定の根拠とした全体工事ではなく、全体工事のうち建築工事のみを契約していた。また、全体工事のうち、その他の設備、電気、水道の工事は、補助対象工事とせず、指名業者とは別業者と随意契約を行っていた。</p> <p>補助対象工事の業者決定方法が遵守事項の内容とは異なっており、業者決定の根拠が不明確となっていた。また、契約時に必要となる県への契約金額の報告でも、補助事業者は、誤って、当初の全体工事の入札書（見積書）の最低価格を記載していた。</p> <p>補助事業者は、遵守事項の契約方法について、理解していない状況にあつた。所管課は契約方法について、明確にするとともに、補助事業者への指導を適切に行われたい。</p>		

	<p>(2) 補助金の額の確定において、現地確認に努められたい。 実績報告書の審査に当り、所管課は、現地確認を行っていなかった。「佐賀県補助金等交付規則の施行について」12では、実績報告書の内容の確認等は、県民ニーズの把握、現場主義の徹底を図る観点から、極力、職員が実地に赴き確認することを基本とする旨、規定されている。補助対象事業は、施設の改修工事で、竣工の確認も必要であり、所管課は、実績報告書の審査において、現地確認に努められたい。</p> <p>(3) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。 佐賀県補助金等交付規則第4条第3項に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p> <p>(4) 補助金交付申請書等の審査で、不十分なものがあつた。 国及び県の補助金交付要綱に基づく各種提出書類の審査を適正かつ確実に行われたい。</p>
--	---

所 管 課	障害福祉課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県障害福祉関係施設整備費補助
		補助団体数	社会福祉法人若楠ほか3団体
		補助事業費	134,620,500円
		補助金交付額	75,136,000円
監査実施団体数	2団体		
監 査 の 結 果	<p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。 佐賀県補助金等交付規則第4条第3項に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p> <p>(2) 補助事業の進行管理がされていなかった。 補助金交付要綱に定める工事着工報告書、工事進捗状況報告書を提出せず、事業の進行管理がされていなかった。</p> <p>(3) 補助金の概算交付時期で検討を要するものがあつた。 補助金が概算払されていたが、工事が終了し、補助事業者が事業費の支払を完了してからの支払となっていた。補助事業者の進行管理を着実にを行い、補助事業者の資金繰り等に負担をかけないよう適切な時期の概算払を検討されたい。</p> <p>(4) 工事着工報告書及び工事進捗状況報告書に不備があつた。 佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金交付要綱第8条第1項（状況報告）で、工事着工報告書は着工した日から5日以内、工事進捗状況報告書は毎年12月末日現在の工事の進捗状況を翌月10日までに知事へ提出する旨規定されているが、報告年月日の記載がないことから、報告された時期が確認できな</p>		

	<p>い状況となっていた。</p> <p>(5) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。 実績報告書で、適正でないものをそのまま受理していた。実績報告書の審査を徹底されたい。</p> <p>(6) 補助事業の消費税の確定申告により仕入額控除した消費税及び地方消費税額に係る補助金が確定した際の報告書の提出について、指導されたい。 補助金交付要綱第7条で、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、知事に報告するよう規定されているが、交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、補助事業者から提出されていなかった。特に、原則課税方式の場合、補助金に係る消費税及び仕入控除税額の確定により、補助金の返還等の可能性も出てくる中、所管課は、補助事業者の消費税の申告の有無、申告した場合の交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、補助事業者に明確に確認していなかった。申告方法等の確認を徹底し、消費税の申告により、補助金に係る消費税及び仕入控除税額が確定した場合は、知事への報告を行うよう指導されたい。</p>
--	--

所 管 課	障害福祉課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県障害者自立支援基金特別対策事業費（基盤整備事業等）補助
		補助団体数	社会福祉法人若楠ほか11団体
		補助事業費	146,005,676円
		補助金交付額	100,208,000円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金の交付決定について、遅延しているものがあつた。 補助金交付要綱第3条第3項で、補助金の交付の申請が到着してから当該申請に係る補助金の交付を決定するまでに通常要すべき標準的な期間は30日と規定されているが、標準処理期間を過ぎて、交付決定されていた。</p> <p>(2) 補助金の額の確定において、現地確認に努められたい。 補助金の額の確定に当たり、所管課は、現地確認を行っていなかった。「佐賀県補助金等交付規則の施行について」12では、実績報告書の内容の確認等は、県民ニーズの把握、現場主義の徹底を図る観点から、極力、職員が実地に赴き確認することを基本とする旨、規定されている。補助対象事業は、施設の増改築工事等で、竣工の確認も必要であり、所管課は、補助金の額の確定において、現地確認に努められたい。</p> <p>(3) 補助事業の消費税の確定申告により仕入額控除した消費税及び地方消費税額に係る補助金が確定した際の報告書の提出について、指導されたい。 補助金交付要綱第4条（8）で、消費税の申告により、補助金に係る消費税</p>		

	<p>及び仕入控除税額が確定した場合は、知事に報告するよう規定されているが、交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、補助事業者から提出されていなかった。特に、原則課税方式の場合、補助金に係る消費税及び仕入控除税額の確定により、補助金の返還等の可能性も出てくる中、所管課は、補助事業者の消費税の申告の有無、申告した場合の交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、補助事業者に明確に確認していなかった。申告方法等の確認を徹底し、消費税の申告により、補助金に係る消費税及び仕入控除税額が確定した場合は、知事への報告を行うよう指導されたい。</p>
--	---

所 管 課	障害福祉課		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県就労継続支援事業大規模生産設備整備事業補助
		補 助 団 体 数	社会福祉法人このめの里ほか2団体
		補 助 事 業 費	74,568,983円
		補助金交付額	73,297,000円
監査実施団体数	2団体		
監 査 の 結 果	<p>(1) 補助金交付決定において、交付条件が一部記載されていなかった。 補助金交付決定において、佐賀県補助金等交付規則第6条の規定に基づき、交付条件を付した場合は、交付決定通知書に記載して補助事業者等に通知する必要があるが、交付条件の一部が補助金交付決定通知に記載されていなかった。</p> <p>(2) 補助事業の消費税の確定申告により仕入額控除した消費税及び地方消費税額に係る補助金が確定した際の報告書の提出について指導されたい。 補助金交付要綱第5条で、消費税の申告により、補助金に係る消費税及び仕入控除税額が確定した場合は、知事に報告するよう規定されているが、交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、補助事業者から提出されていなかった。特に、原則課税方式の場合、補助金に係る消費税及び仕入控除税額の確定により、補助金の返還等の可能性も出てくる中、所管課は、補助事業者の消費税の申告の有無、申告した場合の交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、補助事業者に明確に確認していなかった。申告方法等の確認を徹底し、消費税の申告により、補助金に係る消費税及び仕入控除税額が確定した場合は、知事への報告を行うよう指導されたい。</p>		

所 管 課	医務課																	
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県災害医療センター設備整備費補助															
		補助団体数	地方独立行政法人佐賀県立病院好生館ほか 2団体															
		補助事業費	47,435,770円															
		補助金交付額	31,534,000円															
監査実施団体数	1団体																	
監査の結果	<p>(1) 補助金交付事務について、適正でないものがあった。 補助対象の機器等整備費が、当初の補助金交付申請額より下回り、補助金額に残余が生じたため、補助対象要件に適合した新たな種別の機器の追加整備を行っていたが、所管課は、この追加整備について事前に把握していたにもかかわらず、補助金変更承認申請書の提出を補助事業者に求めていなかった。 補助金交付事務は、補助金交付要綱に即して適正に行われたい。</p> <p>補助対象事業費及び補助金額の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>申請時の事業費</th> <th>実績報告額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>携帯型超音波 診断装置外①</td> <td>22,175,720円</td> <td>20,670,430円</td> </tr> <tr> <td>追加整備 機器分②</td> <td>—</td> <td>1,638,000円</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費 合計額 (①+②)</td> <td>22,175,720円</td> <td>22,308,430円</td> </tr> <tr> <td>補助金額</td> <td>14,783,000円</td> <td>14,783,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。 補助金交付要綱第5条第1項第2号で、経費の配分の変更に係る知事の承認について規定されているが、補助事業者が、補助対象の「基幹災害医療センター」と「地域災害医療センター」の両方の事業を併せて実施することはない。このため、経費の配分という事態が生じることはないので、実態を踏まえて、要綱の規定を改正されたい。</p>			区 分	申請時の事業費	実績報告額	携帯型超音波 診断装置外①	22,175,720円	20,670,430円	追加整備 機器分②	—	1,638,000円	補助対象経費 合計額 (①+②)	22,175,720円	22,308,430円	補助金額	14,783,000円	14,783,000円
区 分	申請時の事業費	実績報告額																
携帯型超音波 診断装置外①	22,175,720円	20,670,430円																
追加整備 機器分②	—	1,638,000円																
補助対象経費 合計額 (①+②)	22,175,720円	22,308,430円																
補助金額	14,783,000円	14,783,000円																

所 管 課	医務課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県医療施設耐震改修事業費補助
		補助団体数	医療法人唐虹会ほか4団体
		補助事業費	1,912,436,956円
		補助金交付額	404,173,000円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金の額の確定において、現地確認に努められたい。 補助金の額の確定に当たり、所管課は、現地確認を行っていない。「佐</p>		

	<p>賀県補助金等交付規則の施行について」12では、実績報告書の内容の確認等は、県民ニーズの把握、現場主義の徹底を図る観点から、極力、職員が実地に赴き確認することを基本とする旨、規定されている。補助対象事業は、施設の新設工事で2か年度の事業であり、平成22年度の補助金は建設工事の出来高率で算定されることから、所管課は、補助金の額の確定に際して、現地確認に努められたい。</p> <p>(2) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。 佐賀県補助金等交付規則第4条第3項に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p> <p>(3) 補助金交付申請書等の審査で、不十分なものがあつた。 補助金交付申請書、補助金変更承認申請書、実績報告書及び補助金交付請求書において、法人の代表者である理事長の印（丸印）が押印されていないにもかかわらず、受理していた。</p>
--	---

所 管 課	医務課		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県病院内保育所運営事業費補助
		補 助 団 体 数	医療法人春陽会ほか2団体
		補 助 事 業 費	96,443,676円
		補助金交付額	11,394,000円
監査実施団体数	1団体		
監 査 の 結 果	<p>(1) 補助金の早期支出について、検討されたい。 補助事業は、年度当初から開始されているが、県の補助金交付申請通知が遅れていた。これは、県が国からの補助金内示通知を受けた後、補助事業者に補助金交付申請通知をしているためである。 県は、当初予算で予算を計上していることから、年度当初に補助金交付申請通知を行い、補助事業者に資金繰りの負担をかけないように、早期の補助金交付決定と補助金支出を検討されたい。</p> <p>(2) 補助金交付要綱で、改善を要するものがあつた。 補助金の交付条件として、「補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。（ただし、軽微な変更は除く。）」とあるが、この「軽微な変更」についての規定がなかった。</p>		

所 管 課	健康増進課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助
		補助団体数	地方独立行政法人佐賀県立病院好生館ほか 1団体
		補助事業費	27,749,621円
		補助金交付額	27,257,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付事務で、適正でないものがあった。</p> <p>① 補助金交付要綱の正式な通知を行っていなかった。 補助金の予算については、平成22年度当初予算で措置されていたが、補助事業者に対する補助金交付要綱の通知が行われず、担当者間のメールで送付されていた。</p> <p>② 実績報告書が、期限を過ぎて提出されていた。 補助金交付要綱第7条で規定された期限後に提出された実績報告書をそのまま受理していた。</p>		

所 管 課	健康増進課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業費補助
		補助団体数	社団法人巨樹の会ほか12団体
		補助事業費	26,667,345円
		補助金交付額	26,662,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。 佐賀県補助金等交付規則第3条第2号で、補助金交付申請書に事業等の目的及び効果を記載するよう規定されていることから、補助金交付申請書に事業等の目的及び効果を記載するよう交付要綱を見直されたい。</p> <p>(2) 補助金交付要綱の規定と異なる取扱いをしていた。 補助金交付要綱第2条で、医療資器材を複数の種類整備する場合、「基準額」と「対象経費の実支出額」は、医療資器材ごとではなく、合計額で比較すると規定されている。しかし、交付決定の段階では、合計額ではなく医療資器材ごとに比較してその少ない方の額を選定し、その合計額を補助金の交付決定額としていた。</p> <p>(3) 補助金交付申請書の審査で、不十分なものがあった。 補助金交付申請書に誤り及び適正でないものがあった。所管課においては、審査を徹底されたい。</p>		

	<p>(4) 補助事業の消費税の確定申告により仕入額控除した消費税及び地方消費税額に係る補助金が確定した際の報告書の提出について指導されたい。</p> <p>補助金交付要綱第6条で、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、知事に報告するよう規定されているが、交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、補助事業者から提出されていなかった。特に、原則課税方式の場合、補助金に係る消費税及び仕入控除税額の確定により、補助金の返還等の可能性も出てくる中、所管課は、補助事業者の消費税の申告の有無、申告した場合の交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、補助事業者に明確に確認していなかった。申告方法等の確認を徹底し、消費税の申告により、補助金に係る消費税及び仕入控除税額が確定した場合は、知事への報告を行うよう指導されたい。</p>
--	--

所 管 課	企業立地課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県物流施設立地促進補助
		補助団体数	日本生活協同組合連合会ほか2団体
		補助事業費	8,816,274,647円
		補助金交付額	206,324,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付申請書及び実績報告書の審査について、不十分なものがあつた。</p> <p>補助金交付申請書及び実績報告書に記載された補助金算定の基礎となる投資額については、対象とならない少額経費を控除することとなるが、補助金申請者が少額経費分を重複して控除しているにもかかわらず、所管課は、そのまま交付決定及び額の確定を行っていたものがあつた。補助金算定の基礎となる投資額は、補助金額決定の根拠となるものであり、確認を徹底されたい。</p>		

所 管 課	企業立地課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県工場等立地促進補助
		補助団体数	株式会社佐賀鉄工所ほか3団体
		補助事業費	12,153,643,132円
		補助金交付額	1,643,995,000円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付申請に対する交付決定が遅れていたものがあつた。</p> <p>補助金交付要綱第4条第3項で、補助金の交付申請が到着してから当該申請に係る補助金の交付を決定するまでに通常要すべき標準的な期間は90日間と規定されているが、標準期間を過ぎて、交付決定されていた。</p>		

所 管 課	雇用労働課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県認定職業訓練運営費補助
		補助団体数	職業訓練法人鹿島藤津高等職業訓練運営会 ほか11団体
		補助事業費	53,904,539円
		補助金交付額	25,193,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。</p> <p>① 補助金交付申請書に事業等の効果の記載がなかった。 佐賀県補助金等交付規則第3条第2号で、補助金交付申請書に事業等の効果を記載するよう規定されていることから、補助金交付申請書に事業等の効果を記載するよう補助金交付要綱を見直されたい。</p> <p>② 標準的な処理期間の定めがなかった。 佐賀県補助金等交付規則第4条第3項に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p> <p>③ 補助金交付申請書の様式が誤っていた。</p>		

所 管 課	林業課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県造林事業補助
		補助団体数	神埼郡森林組合ほか22団体
		補助事業費	577,441,000円
		補助金交付額	234,931,990円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>(1) 補助事業の消費税の確定申告により仕入額控除した消費税及び地方消費税額に係る補助金が確定した際の報告書の提出について指導されたい。 補助金交付要綱第6条で、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、知事に報告するよう規定されているが、交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、補助事業者から提出されていなかった。特に、原則課税方式の場合、補助金に係る消費税及び仕入控除税額の確定により、補助金の返還等の可能性も出てくる中、所管課は、補助事業者の消費税の申告の有無、申告した場合の交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、補助事業者に明確に確認していなかった。申告方法等の確認を徹底し、消費税の申告により、補助金に係る消費税及び仕入控除税額が確定した場合は、知事への報告を行うよう指導されたい。</p>		

所 管 課	林業課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県侵入竹林等緊急整備事業費補助
		補助団体数	神埼郡森林組合ほか8団体
		補助事業費	78,331,963円
		補助金交付額	76,732,000円
監査実施団体数	3団体		
監査の結果	<p>(1) 補助事業の検査で、不十分なものがあつた。</p> <p>① 佐賀県侵入竹林等緊急整備事業実施要領の運用の「2写真管理基準」に規定されている1施工地の撮影箇所数について、基準を下回る撮影箇所数となっていたものがあつたが、農林事務所の事業完了時の現地検査において、特に指導等は行われていなかった。</p> <p>② 当補助事業に係る県実施要領の規定に基づき、農林事務所職員による検査が実施されていたが、事業完了届の記載内容に誤りがあり、また、補助対象事業の契約事務で不適切なものがあつたにもかかわらず、修正指示や不適切な事務処理を是正させることなく、そのまま受理していた。</p> <p>(2) 補助事業の実施要領に係る通知で、適切でないものがあつた。</p> <p>補助事業の実施要領の運用通知で、県の検査対象となる書類として、同事業に係る賃金単価等の記載や、領収印などが必要な賃金支払簿が規定され、委託事業においても、業務に従事した全ての職員について、同支払簿を補助事業者が整備するよう求めていた。</p> <p>鳥栖市森林組合においては、委託先の業者が、受託前から月給制で雇用し、月のうち数日のみ従事した職員については、受託業務だけに係る支払簿の作成ができなかったことから、県の検査時に、同従事者の支払簿が提示されていなかった。所管課においては、補助事業の制度設計に当たっては、事業実施上の課題を把握し、適切な実施要領を定められたい。</p> <p>(3) 補助事業の消費税の確定申告により仕入額控除した消費税及び地方消費税額に係る補助金が確定した際の報告書の提出について指導されたい。</p> <p>補助金交付要綱第6条第4項で、消費税の申告により、補助金に係る消費税及び仕入控除税額が確定した場合は、知事に報告するよう規定されているが、交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、補助事業者から提出されていなかった。特に、原則課税方式の場合、補助金に係る消費税及び仕入控除税額の確定により、補助金の返還等の可能性も出てくるなか、所管課は、補助事業者の消費税の申告の有無、申告した場合の交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、補助事業者に明確に確認していなかった。申告方法等の確認を徹底し、消費税の申告により、補助金に係る消費税及び仕入控除税額が確定した場合は、知事への報告を行うよう指導されたい。</p>		

所 管 課	農地整備課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助
		補助団体数	川上南部土地改良区ほか18団体
		補助事業費	137,958,300円
		補助金交付額	92,999,600円
監査実施団体数	3団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付事務について、不適切なものがあつた。 実績報告書には詳細な事業量が記載されているが、補助金交付申請書には「一式」と記載されているのみで詳細な事業量の記載がなかつた。補助金交付申請書に、詳細な事業量を記載するよう指導されたい。</p> <p>(2) 補助事業の確認調査について、適正でないものがあつた。 当補助事業については、佐賀県団体営農業農村整備事業等指導監督要領を適用し、所轄農林事務所において、実績報告書や補助事業に係る設計書等の確認調査が行われていたが、この確認調査の実施により、事業内容を把握していたにもかかわらず、記載内容に誤りがある実績報告書をそのまま受領したもののや契約書類の不備について指導がなされていないものがあつた。 所管課においては、実績報告書の記載内容の確認や同要領に基づく確認調査を徹底するよう指導されたい。</p> <p>(3) 実績報告書の添付資料の記載要領で、不明確なものがあつた。 所管課は、実績報告書の添付書類の「経費の配分及び事業計画の概要」の事業費については、実際に要した事業費総額が交付決定の際の事業費総額を超過する場合は、この超過事業費については、補助対象外経費として取扱い、補助対象経費について記載することとし、別の添付書類である「請負及び竣工検査調書」及び「収支精算書」については、補助対象外経費を含んだ事業費総額で記載するよう指導していたが、補助金交付要綱の添付資料の記載要領に関する規定では、この取扱いが不明確となつていた。</p>		

所 管 課	空港・交通課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	平成22年度佐賀県誘客連携促進事業費補助
		補助団体数	旅行計画株式会社ほか8団体
		補助事業費	78,310,000円
		補助金交付額	78,310,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付申請書の提出が遅延したものを受理しているものがあつた。 佐賀県誘客連携促進事業費補助金交付要綱第4条第4項で補助金交付申請書の提出時期を規定しているにもかかわらず、期限後の申請書を受理していた。 提出時期について、指導を徹底されたい。</p>		

<p>(2) 補助金交付決定が遅延しているものがあつた。</p> <p>佐賀県誘客連携促進事業費補助金交付要綱第4条(補助金の交付申請)第5項において、補助金交付申請が到達してから交付決定をするまでの標準的な期間については、申請書提出締切日の翌日から起算して30日とする旨規定されているが、5件の交付決定のうち、3件の交付決定が遅延していた。</p>			
交付要綱上の 申請書提出時期	申請書 提出日	交付要綱上の 交付決定時期	交付決定日
平成22年7月 1日～31日	平成22年 9月28日	平成22年 8月1日～30日	平成22年 10月1日
平成22年10月 1日～31日	平成22年 10月29日	平成22年 11月1日～30日	平成22年 12月14日
平成23年1月 1日～31日	平成23年 3月16日	平成23年 2月1日～3月2日	平成23年 3月28日

所 管 課	地域交通対策室																						
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県鉄道駅耐震補強事業費補助																				
		補助団体数	九州旅客鉄道株式会社																				
		補助事業費	96,842,059円																				
		補助金交付額	16,140,000円																				
監査実施団体数	1団体																						
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱の内容について、適切でないものがあつた。</p> <p>当補助事業は、国庫補助事業との協調補助であることから、経費の配分等の変更に係る県の変更承認に当たっては、国庫補助事業の変更承認を踏まえて行うよう規定すべきであつたが、国の承認の有無にかかわらず、県へ事前承認を得るよう規定しており、制度の趣旨と異なつた規定となつていた。</p> <p>補助対象経費の推移 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目 (区分)</th> <th>変更前 (H22.3.19 県承認)</th> <th>変更後 (H23.3.1 県承認)</th> <th>増減額 <増減率></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本工事費</td> <td>113,100,000</td> <td>94,952,059</td> <td>△18,147,941 <約16%減></td> </tr> <tr> <td>附帯工事費 (設計費)</td> <td>900,000</td> <td>1,890,000</td> <td>990,000 <110%増></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>114,000,000</td> <td>96,842,059</td> <td>△17,157,941 <約15%減></td> </tr> <tr> <td>県補助金額</td> <td>19,000,000</td> <td>16,140,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			費目 (区分)	変更前 (H22.3.19 県承認)	変更後 (H23.3.1 県承認)	増減額 <増減率>	本工事費	113,100,000	94,952,059	△18,147,941 <約16%減>	附帯工事費 (設計費)	900,000	1,890,000	990,000 <110%増>	計	114,000,000	96,842,059	△17,157,941 <約15%減>	県補助金額	19,000,000	16,140,000	
費目 (区分)	変更前 (H22.3.19 県承認)	変更後 (H23.3.1 県承認)	増減額 <増減率>																				
本工事費	113,100,000	94,952,059	△18,147,941 <約16%減>																				
附帯工事費 (設計費)	900,000	1,890,000	990,000 <110%増>																				
計	114,000,000	96,842,059	△17,157,941 <約15%減>																				
県補助金額	19,000,000	16,140,000																					

所 管 課	体育保健課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	全国高等学校総合体育大会派遣事業費補助
		補助団体数	佐賀県高等学校体育連盟
		補助事業費	65,265,765円
		補助金交付額	6,000,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 事業の実態に合った補助制度について、検討されたい。 全国高等学校総合体育大会派遣事業の補助金申請書等における事業費は、学校負担金も含めた総額の事業費が補助事業者の事業として計上されているが、補助事業者としての実態に合っておらず、決算上の事業費とも一致していない。間接補助制度の導入など、事業の実態に合った補助制度について、検討されたい。</p> <p>(2) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。 派遣事業費は、県費補助金、高体連支出金（本部役員派遣費）及び学校負担金（選手派遣費）で構成されているが、学校負担金を実績額で書くべきところ、補助金交付申請時の額を記載していたため、実績報告書の派遣事業費が誤っていた。 所管課においては、審査を徹底されたい。</p>		

所 管 課	体育保健課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県25全国高校総体競技力向上推進費補助
		補助団体数	佐賀県高等学校体育連盟
		補助事業費	14,730,409円
		補助金交付額	12,800,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助事業の執行について、補助事業者への指導を徹底すべきものがあつた。 補助事業の実施において、補助事業者の財務処理が適正でないものがあつた。補助金交付要綱に即して、補助事業が適正に執行されるよう、補助事業の執行上の課題を的確に把握し、補助事業者を適切に指導するとともに、補助事業の進行管理を実施されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業に要した県補助金以外の収入を収支外として取り扱い、補助事業に係る予算額及び決算額に、県補助金以外の財源での実施分が含まれていなかった。 ・補助事業に係る収入、支出の記録簿（出納簿）が作成されていないものがあつた。 ・領収書の記載内容で、適正でないものがあつた。 <p>(2) 実績報告書の審査で、徹底すべきものがあつた。 補助事業の対象となる競技で、証拠書類の積み上げ額と、実績報告された事</p>		

	<p>業費が一致していないものがあつた。実績報告書の審査を徹底されたい。</p> <p>(3) 実績報告書の内容で、見直しを要するものがあつた。 県の補助金交付要綱で、各経費毎に補助対象単価が定められており、補助対象単価による補助対象限度額を超過する場合は、超過分を補助対象外経費として取り扱う必要がある。しかしながら、実績報告書では、各事業（競技）の全体事業費が記載されているのみで、超過に係る補助対象外経費を除いた補助対象経費が確認できるような内容となっていなかった。実績報告書の在り方について見直されたい。</p>
--	---

所 管 課	社会教育・文化財課		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県文化財保存事業補助
		補 助 団 体 数	宗教法人唐津神社ほか17団体
		補 助 事 業 費	420,237,000円
		補助金交付額	55,984,000円
監査実施団体数	1団体		
監 査 の 結 果	<p>(1) 補助事業の執行について、指導が不十分なものがあつた。 所管課は、補助金交付申請書で、補助事業者以外の団体が事業を実施する旨把握したにもかかわらず、補助事業者への指導が不十分であったことから、補助事業者においては、業務委任等の手続きに係る書類が未整備なまま、他団体に契約事務処理を行わせるなど、不適切な事業執行が行われていた。補助事業者の事業の執行について、適切な指導を行われたい。</p>		

3 指定管理団体関係

所 管 課	人権・同和対策課		
団 体 名	社団法人佐賀県部落解放推進協議会		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県解放会館
監 査 の 結 果	<p>(1) 管理運営業務の仕様書で、不適切なものがあった。 啓発資料の貸出業務については、平成22年度の年度協定書に示された管理運営業務の仕様書において、指定管理業務とされているが、書籍、ビデオ、16ミリフィルム等の啓発資料は、指定管理者所有のものであった。啓発資料の貸出業務は、県所有ではない啓発資料の貸出業務となっており、管理運営業務の仕様書の内容が、不適切なものとなっていた。</p> <p>(2) 休館日の週二日が常態化していた。 当施設は、同和問題の理解と認識を深め、広く県民福祉の向上に資するため設置された施設であり、会館の休館日については、佐賀県解放会館条例施行規則第4条第1項に、「会館の休館日は、祝日及び年末年始を除き1週間に1度を限度」とされ、第4条2項には、「指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めたときは、臨時に休館することができる。」と規定されている。このような中、土曜日、日曜日は、施設利用の事前申込みがある日のみが開館され、休館日の週二日が常態化しており、利用者の拡大に向けた取組が不十分であった。</p> <p>(3) 管理運営業務実施状況報告書の審査で、不十分なものがあった。 管理運営業務実施状況報告書の審査を適正に行われたい。 ① 施設の利用実績に誤りがあった。 ② 当初計画額の誤り及び決算額における需用費の仕訳誤りがあった。</p>		

所 管 課	有明海再生・自然環境課		
団 体 名	唐津市		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県波戸岬海浜公園
監 査 の 結 果	<p>(1) 業務仕様書の作成で、不十分なものがあった。 県が作成する業務仕様書に、「利用者モニタリングの実施や、その結果をもとに自己評価の実施」の規定が明記されていなかった。</p>		

所 管 課	有明海再生・自然環境課		
団 体 名	唐津市		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県風に見える丘公園
監 査 の 結 果	<p>(1) 指定管理施設内の行政財産使用許可について、検討を要するものがあった。</p> <p>指定管理施設内の厨房及び案内・レジ部については、県から、指定管理者以外の団体に対して、使用許可がなされていたが、仕様書には、指定管理物件から除外する旨記載していなかった。</p> <p>当指定管理施設においては、厨房の管理・利用等は指定管理施設の管理と一体となるものであり、本来の指定管理業務に位置付けることについて検討し、指定管理者の管理する施設内容が明確になるようにされたい。</p>		

所 管 課	有明海再生・自然環境課		
団 体 名	唐津市		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県花と冒険の島
監 査 の 結 果	<p>(1) 緊急時の対応マニュアルの内容が不十分だった。</p> <p>基本協定書第27条の規定に基づき、唐津市において緊急時の対応マニュアルを整備しているが、同マニュアルは「遊具施設」を対象とした内容となっており「ふれあい自然塾ひぜん」を想定したものはなっておらず、シーカヤック教室での水難事故等が想定されていない。</p> <p>また、津波発生など緊急事態類型毎の避難誘導などの役割分担も明示されておらず、緊急時に混乱することも考えられるため、至急整備するよう唐津市と協議されたい。</p>		
監 査 意 見	<p>○ 施設の今後の在り方について</p> <p>島山島の「佐賀県花と冒険の島」は、平成3年4月に開設され、開設後20年以上が経過している。そのため、遊具施設は老朽化しており、撤去されたものや、破損し使用できないものがある。</p> <p>一方、厳しい経済情勢の中において、遊具施設の更新・新設は行われておらず、島山島の「佐賀県花と冒険の島」が観光施設として十分に機能しているのか疑問が生じるものである。</p> <p>この施設の今後の在り方について検討されたい。</p>		

所 管 課	母子保健福祉課		
団 体 名	財団法人佐賀県母子寡婦福祉連合会		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県母子福祉センター
監 査 の 結 果	<p>(1) 指定管理業務に関する実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。 所管課は、年1回の管理運営状況調査及び実績報告書提出時の書面審査を実施しているが、収支決算報告書の審査が不十分で指定管理者から提出された利用料金等の収入実績、管理経費の収支決算報告の誤りを見落としていた。 管理運営に関する基本協定書に基づき、管理運営状況の確認を徹底されたい。</p> <p>(2) 指定管理者の会計規程が「公益法人会計基準」に則したものとはなっていなかった。 基本協定書、年度協定書等に会計処理に関する規定を設けるなどして、指定管理者が適切な会計処理を行うよう指導されたい。</p>		

所 管 課	商工課		
団 体 名	佐賀県物産振興協会		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県産業振興センター
監 査 の 結 果	<p>(1) 「産業振興センターの利用状況」に自己評価が記載されていなかった。 「佐賀県産業振興センター管理運営業務仕様書」には、利用者等から意見を聴取し定期的な自己評価を行い、それを「産業振興センターの利用状況」に記載することとあるが、「管理運営業務に要する経費の収支決算」に含めて提出されていた。 どの書類に含めて提出させるべきか検討し、必要があれば仕様書を改正されたい。</p>		
監 査 意 見	<p>○ 佐賀県産業振興センターとの一体的な運営について 佐賀県物産振興協会は、指定管理施設である「佐賀県産業振興センター」のほか、有明佐賀空港のターミナルビル内において県からの委託で店舗を開設している。 両施設はともに佐賀県産品の展示・販売等を行うものであり、今回の監査結果からも佐賀県物産振興協会は両施設を一体的に運営している状況がうかがえるところである。 については、有明佐賀空港のターミナルビル内の店舗と「佐賀県産業振興センター」の一体的な運営について、検討されたい。</p>		

所 管 課	まちづくり推進課		
団 体 名	久保造園・STSエンタープライズグループ		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県立佐賀城公園
監 査 の 結 果	<p>(1) 利用料金の取扱いで、適正になされていないものがあつた。 佐賀県立都市公園条例第14条の3で、指定管理者は、利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならないとされているが、承認を得ておらず、県も承認手続きの指導をしていなかった。</p> <p>(2) 指定管理の結果の公表がされていなかった。 基本協定書第16条、第17条で、「指定管理者から中間報告書、事業報告書を受領したときは、その内容を確認し、その結果を指定管理者に通知するとともに公表するものとする。」と規定されているが、結果の公表がなされていなかった。</p> <p>(3) 管理運営業務に関する経費の負担について、責任分担が明確に定められていないものがあつた。 当グループの指定管理業務の1年目収支については、損失が生じていた。これは、利用者や関係機関等からの苦情対応として、施設内の高木・支障木の撤去工事など、当初予定していなかったその他の管理業務に係る経費の負担が原因となっていた。 また、撤去工事に入る前に、県と経費の負担について協議を行ったが、基本協定書第7条に定める「責任分担表」に明確な定めがない（一件当たりの経費の上限額及び経費の内容等）ことから、県から経費負担の支援がなかったためである。 県は、管理業務の中で発生した突発的な経費の負担については、指定管理者と協議に応じるなど、指定管理者の経営状況等の把握を行いながら、経費負担の在り方を見直されたい。</p>		

所 管 課	まちづくり推進課		
団 体 名	葉隠緑化建設・佐賀広告センターグループ		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県立森林公園
監 査 の 結 果	<p>(1) 利用料金の取扱いで、適正になされていないものがあつた。 佐賀県立都市公園条例第14条の3で、指定管理者は、利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならないとされているが、承認を得ておらず、県も承認手続きの指導をしていなかった。</p> <p>(2) 事業計画書記載の自主事業の未実施について、指導が不適切なものがあつた。</p>		

	<p>事業計画書に計画された自主事業について、実施されていないものがあったが、実施の指導が不十分であった。また、実施されなかった自主事業について、協定書第15条第3項に基づく、事業計画書の変更の手続きの指導も行われていなかった。</p> <p>(3) 事業報告の審査で、適正でないものがあった。 実績報告で、事業計画に対する実績の記載漏れなどがあったにもかかわらず、所管課は、修正指示を行うことなく受理していた。記載漏れがないよう、指導及び審査を徹底されたい。</p> <p>(4) 指定管理者の公募に際し、示した管理物件の数量に誤りがあるものがあった。 公募の際に、申請者に示した「森林遊具配置図」で、一部記載もれがあった。</p> <p>(5) 管理運営業務の再委託で、県の承諾を得ていないものがあった。 管理運営業務の再委託について、管理運営に関する協定書第9条に基づく指定管理者から県への承認申請の手続がなされずに再委託されていた。 指定管理者を適切に指導されたい。</p>
--	---

所管課	港湾課		
団体名	伊万里市		
財政的援助内容	公の施設の 管理	施設名	伊万里人工海浜公園
監査の結果	<p>(1) 行政財産の使用許可申請の手続きが取られていないものがあった。 当施設（人工海浜公園）内で、管理運営業務として定めのない露店及び自動販売機の設置について、県から行政財産使用許可を受けることなく、権限のない指定管理者が、独自に許可を行い、また、使用料を徴していた。 指定管理者への指導を徹底されたい。</p> <p>(2) 事業計画の審査について、適正でないものがあった。 事業計画の内容で、適正でないものがあったにもかかわらず、所管課は、修正指示することなくそのまま受理していた。審査を徹底されたい。</p> <p>(3) 指定管理業務に係る仕様書の内容で、検討を要するものがあった。 指定管理業務のうち、施設の清掃や遊泳者の監視などが再委託されていたが、委託内容を明記した仕様書が作成されていなかった。再委託においても、指定管理業務が県の仕様書等に即して、確実に履行されることを担保するため、仕様書に明記するよう検討されたい。</p>		

所 管 課	港湾課		
団 体 名	太良町		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	太良人工海浜公園
監 査 の 結 果	<p>(1) 行政財産の使用許可について、検討を要するものがあった。 管理運営業務として定めのない売店等設置については、県から、指定管理者以外の団体に、使用許可がなされていたが、仕様書には、使用許可期間、売店設置箇所を指定管理物件から除外する旨記載していなかった。 一定期間指定管理物件の一部を除外することは、一体的管理上好ましくないことから、売店設置に係る指定管理者への使用許可について、財産管理者と協議されたい。</p> <p>(2) 指定管理者への指示が、不足しているものがあった。 県は、県有財産である指定管理物件（ビーチハウス等）の保全を図るため、建物火災共済に加入していたが、指示不足により、指定管理者においても建物災害共済に加入されていた。</p> <p>(3) 前回監査の指摘について、改善されていないものがあった。 前回監査（平成20年10月23日）で、指定管理者に、管理物件を記載した財産台帳を提示されていない状況を指摘し、所管課は、指定管理者に財産台帳を提示した旨の措置状況を監査委員に通知していたが、実際は、提示されていなかった。</p> <p>(4) 事業計画書の審査で、不十分なものがあった。 指定管理者に許可権限がない、売店設置に係る行政財産目的外使用許可に係る使用料が記載されていた事業計画書を修正指示することなく、そのまま受理していた。</p> <p>(5) 事業報告書の審査で、不十分なものがあった。 事業報告書では、佐賀県人工海浜公園条例施行規則第5条で規定の遊泳期間や仕様書で規定された業務内容の一部について、実施状況が明記されていないにもかかわらず、そのまま受理していた。仕様書等で規定した業務が漏れなく履行されているか確認できるよう事業報告書様式を、指定管理者に示されたい。</p> <p>(6) 管理運営業務の再委託で、県の承認を得ていないものがあった。 管理運営業務の再委託について、管理運営に関する協定書第9条に基づく指定管理者から県への承認申請の手続がなされずに再委託されていた。 指定管理者を適切に指導されたい。</p>		

所 管 課	港湾課		
団 体 名	小城市		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	住ノ江港緑地
監 査 の 結 果	<p>(1) 管理運営業務の再委託で、県の承認を得ていないものがあった。 管理運営業務の再委託について、管理運営に関する協定書第9条に基づく指定管理者から県への承認申請の手続がなされずに再委託されていた。 指定管理者を適切に指導されたい。</p>		

関 係 課	職員課		
団 体 名	財団法人佐賀県女性と生涯学習財団ほか25団体		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県立男女共同参画センターほか33施設
監 査 の 結 果	<p>(1) 指定管理の結果の公表がされていなかった。 基本協定書で、「指定管理者から中間報告書、事業報告書を受領したときは、その内容を確認し、その結果を指定管理者に通知するとともに公表するものとする。」と規定されているが、結果の公表がなされていなかった。</p> <p>(2) 管理運営業務の再委託に係る承諾手続について、所管課への指導を要するものがあった。 管理運営業務の中には、あらかじめ専門業者への再委託が見込まれるものもあるが、公募の際の応募資格の要件、委託費の上限額の積算内訳や指定管理者の事務処理の負担などを考慮しないまま、基本協定書で、再委託に当たって、例外なく、県の承諾が必要との規定を設けているものがあり、その結果、再委託の都度、県からの承諾を得るための手続きが多数生じているものもある。中には、この手続件数が多い中、手続きそのものを失念している例もある。 国の通知では、管理運営業務を一括して第三者へ再委託することを禁じているものの、清掃、警備といった個々の具体的業務を再委託することは、差し支えないものとされていることから、その趣旨を踏まえ、あらかじめ、再委託が見込まれる業務については、協定書等で、再委託の承諾手続きを省略できる規定を設けるなど、事務処理の負担軽減について、検討のうえ、所管課を指導されたい。</p>		